

(1) 内閣府と関係府省との間で調整を行う提案(160件)

管理番号	団体名	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	根拠法令等	制度の所管・関係府省	追加共同提案団体
		区分	分野					
1	紫波町、川越市 <b>重点22</b>	B 地方に対する規制緩和	02_農業・農地	農地での埋蔵文化財の試掘調査に係る一時転用許可の不要化	教育委員会等が文化財保護法に基づいて行う、埋蔵文化財の有無を確認する試掘調査については、土地の一部を掘削して地下の状況を確認するものにすぎず、短期間での原状復旧がされるものであることから、農地法に基づく一時転用許可を不要とすることを求める。	農地法第4条第1項、第5条第1項、文化財保護法第93条、「埋蔵文化財の保護と発掘調査の円滑化等について」(平成10年9月29日文化庁次長通知)	文部科学省、農林水産省	盛岡市、須賀川市、佐倉市、柏市、小田原市、長野県、田原市、枚方市、羽曳野市、広島市、山口県、大村市、熊本市
2	富山市	B 地方に対する規制緩和	11_その他	ファイナンスリース方式等のPPP手法による事業に対する国の補助金等の適用	農林水産省が所管する「強い農業・担い手づくり総合支援交付金」及び文部科学省が所管する「公立学校施設費国庫負担金」、「学校施設環境改善交付金」について、地方公共団体が資産を保有しないファイナンスリース方式等のPPP手法による事業に対する適用を求める。	ファイナンスリース方式への補助金の適用を規制している特段の規定等の存在は認められないが、本提案のように、施設整備への補助の前提として地方公共団体が当該施設を保有することが条件となっているものがある。	内閣府、文部科学省、農林水産省	伊勢崎市、柏市、川崎市、富山県、豊田市、西尾市、熊本市、宮崎県
3	吉川市、郡山市	B 地方に対する規制緩和	03_医療・福祉	特定教育・保育施設等の定員弾力化に係る公定価格の減算調整措置の見直し	特定教育・保育施設等の定員弾力化に係る公定価格の減算調整措置について、意図的な受入調整による措置適用の回避を防止し、適正な利用定員の設定及び施設型給付費等の適正化を促すため、指導監督してきたにもかかわらず、利用定員の変更申請等が行われないうちは、公定価格を減算調整できることとするなど、一定期間の経過を待たずに減算措置を講ずることができるように仕組みを見直す。	子ども・子育て支援法第32条第1項、第42条第2項(平成24年法律第65号)特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について(平成28年8月23日付け府子本第571号、28文科初第727号、雇児発0823第1号)、保育所への入所の円滑化について(平成10年2月13日付け児保第3号)	内閣府、文部科学省、厚生労働省	旭川市、滋賀県、守口市、高松市、宮崎県、宮崎市、延岡市
4	宮崎市	B 地方に対する規制緩和	11_その他	マイナンバーカード交付時における暗証番号の設定方法の見直し	交付時来庁方式において、カード交付申請時にあわせて暗証番号を設定依頼する手続きを追加するなどして、マイナンバーカード交付の際に行われる暗証番号の設定について、市町村における事前の設定を可能とすること。また、個人番号カードの交付等に関する事務処理要領及び公的個人認証サービス事務処理要領等に定める暗証番号の設定手続きに関して、統合端末の操作が困難な利用者に対しては市区町村職員が代行して統合端末の操作を行うことが可能である旨明文化すること。	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令第33条、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則第6条第2項、第42条第2項、個人番号カードの交付等に関する事務処理要領、公的個人認証サービス事務処理要領	総務省	旭川市、秋田市、郡山市、つくば市、東海村、桐生市、横浜市、相模原市、横須賀市、山梨県、長野県、高山市、田原市、枚方市、山陽小野田市、吉野川市、高知県、大牟田市、志免町、大村市、宮崎県、延岡市、鹿児島市
7	越谷市	B 地方に対する規制緩和	03_医療・福祉	保育所等における転園元と転園先の施設間同士の情報提供に係る規定の見直し	保育所及び地域型保育事業所(以下「保育所等」という。)において、利用児童が他施設に転園した場合、転園元の保育所等の設置者が、転園先の施設に保育所児童保育要録を送付することを規定する。任意規定ではなく、保育所保育指針等において義務として規定する。	保育所保育指針 学校教育法施行規則第24条第3項 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則第30条第3項	内閣府、厚生労働省	宮城県、富津市、中野市、豊橋市、たつの市、和歌山市、香川県、高松市、宇和島市、熊本市、宮崎県、
9	福井市	B 地方に対する規制緩和	01_土地利用(農地除く)	森林の土地の所有者届出制度に係る申請方法の見直し	「森林の土地の所有者となった旨の届出」の市町村への提出について、Excel等の電子データによる提出を可能な限り早期に可能としてほしい。また、届出の様式を林地台帳へ転記しやすいものとしてほしい。	森林法第10条の7の2 森林法施行規則第106条 昭和37年農林水産省告示第851号 「森林の土地の所有者届出制度市町村事務処理マニュアルについて」(平成24年10月16日付け24林整計第123号)	農林水産省	盛岡市、千葉市、川崎市、新潟県、長野県、豊橋市、京都市、兵庫県、高松市、宮崎県
10	福井市	B 地方に対する規制緩和	11_その他	子ども・子育て支援交付金実績報告に係る手続の簡素化及び市町村から都道府県に対する提出期限の見直し	子ども・子育て支援交付金について、実績報告に使用されているソフトウェア(Access)の様式の見直し及び市町村から都道府県に対する実績報告書の提出期限の見直しを求める。具体的には、実績報告で使用するソフトウェア(Access)について、データのインポートを容易にする等、入力をサポートする機能の追加を求める。また、市町村から都道府県への実績報告書の提出期限について、国における経費の精算期限である4月30日までの範囲内で、例えば1週間後の4月17日とするなど、提出期限の延長を求める。	子ども・子育て支援交付金交付要綱第10条	内閣府	旭川市、岩手県、いわき市、高崎市、川崎市、長野県、浜松市、豊橋市、豊田市、知多市、枚方市、三原市、熊本市、宮崎県

11	茨城県、福島県、栃木県、群馬県、長野県  <b>重点36</b>	B 地方に対する規制緩和	11_その他	住民基本台帳法別表に関する省令への公営住宅の家賃等の徴収に関する事項の追加	住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令に「公営住宅の家賃等を徴収する場合の氏名又は住所の変更の事実の確認」を追加するなどの改正を行い、公営住宅家賃の徴収事務で現住所を把握する必要がある際に住基ネットを活用できるようにすること。	住民基本台帳法第30条の11及び30条の15 住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令第3条第56項及び第5条第56項	総務省、国土交通省	ひたちなか市、京都府、兵庫県、防府市、山陽小野田市、熊本市、大分県、沖縄県
13	茨木市	B 地方に対する規制緩和	03_医療・福祉	地方改善事業費(隣保館運営費等)補助金交付要綱及び地方改善施設整備費(隣保館等施設整備費)補助金交付要綱における補助要件の緩和	国の「地方改善事業費(隣保館運営費等)補助金」及び「地方改善施設整備費(隣保館等施設整備費)補助金」については、交付の対象を直営で市町村が行う事業としているが、指定管理者制度を導入した市町村についても交付対象とされたい。	隣保館設置運営要綱、地方改善事業費(隣保館運営費等)補助金交付要綱、地方改善施設整備費(隣保館等施設整備費)補助金交付要綱、隣保館に指定管理者制度を導入した場合の補助金の取扱いについて(厚生労働省課長補佐通知)	厚生労働省	長野県、尼崎市、奈良市、鳥取県、熊本市
14	茨木市	B 地方に対する規制緩和	03_医療・福祉	社会福祉法人及び社会福祉施設等への指導監査等の実地を伴わない手法の検討	社会福祉法人及び社会福祉施設等(保育所・幼保連携型認定こども園・地域密着型特別養護老人ホーム、認可外保育施設・有料老人ホーム、指定障害福祉サービス事業所、指定介護保険サービス事業所等)に対する指導監査・立入調査・実地指導等の実施は、実地による実施が原則とされている。そこで、昨今の新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止等の観点から、実地によらずとも監査等の実施ができるよう、書面やリモート等による方法も可能としていただきたい。	「社会福祉法第56条」、「児童福祉法第24条の34、第46条、59条」、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な推進に関する法律第19条」、「老人福祉法第18条、29条」、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第11条」、「介護保険法第24条」等	内閣府、厚生労働省	札幌市、郡山市、川口市、富津市、川崎市、福井市、佐久市、関市、浜松市、滋賀県、草津市、八尾市、羽曳野市、府中町、山陽小野田市、徳島県、香川県、高松市、鹿児島市
15	茨木市	B 地方に対する規制緩和	03_医療・福祉	保育事業等に関する類似基準に係る省令改正の施行時期の統一	「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」及び「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準」において、類似する内容の基準改正を行う場合は、当該基準に係る省令改正の施行時期を統一することを求める。	家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準	内閣府、厚生労働省	旭川市、いわき市、水戸市、前橋市、千葉市、横浜市、川崎市、中野市、大阪府、枚方市、広島市、三原市、松山市、宇和島市、高知県、熊本市、宮崎市、鹿児島市
17	松山市、今治市、新居浜市、西条市、大洲市、四国中央市、西予市、東温市、上島町、久万高原町、砥部町、内子町	B 地方に対する規制緩和	03_医療・福祉	児童福祉施設等の衛生管理に係る大量調理施設衛生管理マニュアルに基づく記録事務等の簡素化	児童福祉施設及び認可外保育施設の衛生管理に係る参考資料である「大量調理施設衛生管理マニュアル」について、衛生管理に關しての点検及び記録の必要性や記録簿等の様式及び保管期間等について、マニュアル策定時点からの食材の保存、運搬技術等の向上も踏まえた上で検討し、可能な限り簡素化することを求める。	児童福祉施設等における衛生管理の改善充実及び食中毒発生予防について(平成9年6月30日付け児企第16号 厚生省児童家庭局企画課長通知) 大量調理施設衛生管理マニュアル(平成9年3月24日付け衛食第85号(最終改正平成29年6月16日付け生食発0616第1号))	厚生労働省	旭川市、横浜市、川崎市、和歌山市、香川県、宮崎市
18	階上町、八王子市	B 地方に対する規制緩和	11_その他	国税徴収法又は地方税法に基づく徴収職員等への日本郵便株式会社保有する郵便転送情報の提供を可能とすること	滞納者等の所在をより円滑に把握するため、国税徴収法第146条の2又は地方税法第20条の11に基づく、徴収職員又は徴税吏員(以下「徴収職員等」という。)から日本郵便株式会社への協力要請に応じて、郵便の転送情報を提供できるようにするとともに、その内容を「郵便事業分野における個人情報保護に関するガイドラインの解説」で明確化すること。	国税徴収法第146条の2 地方税法第20条の11 個人情報の保護に関する法律第23条 郵便事業分野における個人情報保護に関するガイドライン第13条	個人情報保護委員会、総務省、財務省	盛岡市、宮城県、いわき市、ひたちなか市、栃木県、前橋市、高崎市、福井市、山梨県、長野県、上田市、三島市、御殿場市、半田市、豊田市、名張市、宇陀市、山陽小野田市、香川県、高松市、長崎市、山鹿市
19	安城市、福島県、福井市、長野県、静岡県  <b>重点21</b>	B 地方に対する規制緩和	02_農業・農地	農業委員会委員の過半数を認定農業者等としなければならないとする法定要件の緩和	認定農業者等が農業委員会の委員の「過半数」を占めなければならないという要件を引き下げる、または、例外的に委員の過半数を占めることを要しない「認定農業者が少ない場合」の基準を緩和することを求める。	農業委員会等に関する法律第8条第5項、同法施行規則第2条第1号	農林水産省	札幌市、旭川市、上市市、須賀川市、川崎市、下呂市、田原市、滋賀県、広島市、鹿児島市
21	東京都	B 地方に対する規制緩和	06_環境・衛生	指定給水装置工事事業者の指定に関する手続の見直し	指定給水装置工事事業者の指定に関する手続に当たり、登記事項証明書又は住民票の写しの書面提出によらずに、例えばマイナンバー制度における情報連携等により電子上で内容確認が可能となるよう、必要な措置を講じること。	水道法第25条の2第2項、第25条の3の2第4項、第25条の7、水道法施行規則第18条第2項第2号、第34条第2項	内閣官房、内閣府、総務省、法務省、厚生労働省	北海道、旭川市、ひたちなか市、桐生市、千葉県、神奈川県、川崎市、堺市、鳥取県、広島市

22	東京都	B 地方に対する規制緩和	06 環境・衛生	給水装置工事主任技術者免状の交付番号等の確認環境整備	水道法に基づく、給水装置工事主任技術者免状の交付番号等について、水道事業者が、データベース等のオンライン上で確認できるよう、必要な措置を講ずること。	水道法第25条の2第2項第2号及び第4号、第25条の3の2第4項、第25条の7、第25条の4第2項、水道法施行規則第19条第2号、第34条第1項第3号	厚生労働省	北海道、旭川市、ひたちなか市、桐生市、千葉県、神奈川県、川崎市、名古屋市、稲沢市、堺市、鳥取県、倉敷市、広島市、宇和島市、糸島市
24	福島県、茨城県、群馬県、新潟県	B 地方に対する規制緩和	02 農業・農地	農業農村整備事業に係る事故繰越しの事務手続きの簡素化	補正予算等で措置された農業農村整備事業(翌債)に係る事故繰越しの事務手続きについて、簡素化を求める。	財政法第42条、第43条 繰越ガイドブック	財務省、農林水産省	四日市市、滋賀県、大阪府、大分県、宮崎県、延岡市
25	福島県、茨城県、群馬県、新潟県、長野県	B 地方に対する規制緩和	02 農業・農地	農地等災害復旧事業における補助金申請書類の簡素化	農地等災害復旧事業における補助金申請書類の簡素化(補助申請時の計画書の記載を市町村等の事業主体単位とするとともに、個別地区は一覧表として申請書類に添付すること等)を求める。	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行令第1条の4、第3条、第6条、第7条、 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行規則第7条、農地及び農業用施設に係る災害復旧事業計画概要書等の様式を定める等の件で定める様式	農林水産省	前橋市、富山県、佐久市、四日市市、京都府、大阪府、大分県、延岡市
26	福島県、茨城県、栃木県、群馬県、静岡県	B 地方に対する規制緩和	09 土木・建築	宅地建物取引業法第22条の2第2項で規定する都道府県知事指定講習の指定範囲・方法の明確化等	宅地建物取引業法第22条の2第2項で規定する宅地建物取引士証の交付及び更新の際に受講が義務付けられている法定講習(都道府県知事が指定する講習)について、登録都道府県知事が個別に講習を指定する以外にも、各都道府県知事が指定する講習を登録都道府県知事において法定講習として包括的に指定できることを法令等において明確化することを求める。	宅地建物取引業法第22条の2	国土交通省	青森県、山梨県、長野県、鳥取県、鹿児島県
27	福島県	B 地方に対する規制緩和	01 土地利用(農地除く)	森林経営計画制度と保安林制度の整合性の確保	市町村が認定した森林経営計画と保安林における皆伐による立木伐採の都道府県許可との間で整合性を制度的に確保することを求める。 具体的には、市町村が認定した森林経営計画に記載された保安林での皆伐による立木の伐採については、都道府県知事の許可を不要とする仕組みや、都道府県知事が許可すべき皆伐面積の限度の算出に反映させる仕組みの構築などを求めるもの。	森林法第11条、第34条第1項、 森林法施行令第4条の2、別表第2の2号(1)イ	農林水産省	栃木県、川崎市、高松市、熊本市
28	宮城県、三重県、広島県	B 地方に対する規制緩和	04 雇用・労働	職業能力開発校における留学生の受入及び修了後における当該留学生の在留資格について「留学」から「技術・人文知識・国際業務」への変更を可能とすること	日本での就職を希望する留学生の地方の中小企業への就職を促進するため、出入国管理及び難民認定法別表第1の4の留学の項の下欄における「設備及び編制に関してこれらに準ずる機関」として、職業能力開発校を追加するとともに、留学生が職業能力開発校の職業訓練を修了した場合には、同法別表第1の2に規定する在留資格「技術・人文知識・国際業務」への変更を可能とすること。	出入国管理及び難民認定法別表第1の2、1の4 出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令 留学生の在留資格「技術・人文知識・国際業務」への変更許可のガイドライン 職業能力開発促進法第15条の7、第16条、第19条、第92条 職業能力開発促進法施行規則第10条～15条	法務省、文部科学省、厚生労働省	旭川市、富山県、山梨県、長野県、京都府、高知県、延岡市
30	豊川市	B 地方に対する規制緩和	11 その他	間接補助金の交付完了日の見直し	間接補助金として補助を行う事業の場合、年度末までに補助金の交付を完了しなければならないとされており、年度末までに間接補助事業者等が事業を行う必要がある場合、現状の交付手続では十分な事業期間を確保できず、補助制度の目的の達成及び期待する効果を上げることの妨げとなっていることから、間接補助金の交付完了日の見直しを求める。	実績に基づいて補助金等を交付する場合における精算額の解釈について(昭和30年11月17日大蔵省主計局法規課長事務連絡)	財務省	秋田県、いわき市、館林市、千葉市、横浜市、川崎市、新潟県、筑北村、岐南町、半田市、兵庫県、高松市、宇和島市、高知県、大分県、宮崎県、宮崎市、延岡市、鹿児島県
31	高岡市 重点6	B 地方に対する規制緩和	03 医療・福祉	介護保険負担限度額認定証の認定期間の見直し	介護保険負担限度額認定証の認定期間を1年から2年以上とするなど期間を延長することで申請手続及び介護保険負担限度額認定証の交付事務の簡略化を図り、申請者の課税要件については、引き続き年度ごとに確認ができるよう制度の見直しを図ること。 併せて、期間中に預貯金等の資産に大幅な変化があり、対象でなくなった場合等の申し出の必須化及び明確化するよう見直しを図ること。	介護保険法施行規則第83条の5及び第83条の6	厚生労働省	苫小牧市、陸前高田市、須賀川市、所沢市、佐久市、関市、大阪市、寝屋川市、生駒市、広島市、三原市、府中町、松山市

32	延岡市 重点19	B 地方に対する規制緩和	03.医療・福祉	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項の医師の届出における経由先の追加	保健所設置市等以外の市町村が設置した検査施設において、医師が同法第12条第1項第1号に掲げる者を診断した場合は、施設を設置した市町村長を経由して最寄りの保健所長に届け出ることが可能となるよう法改正を求める。	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項	厚生労働省	—
34	石川県、福島県	B 地方に対する規制緩和	06.環境・衛生	自然環境整備交付金及び環境保全施設整備交付金制度の運用改善	複数年の事業については、「国庫債務負担行為」もしくは「全体設計制度」(2年度以上にわたる工事等については、その工事等の全体設計を国が事前に把握し、2年目以降の工事等に対し、優先的に補助金等を配分する制度(国交省において運用))などの方法により、2年目以降の補助金を優先的に確保・交付する。	自然環境整備交付金交付要綱、環境保全施設整備交付金交付要綱、自然環境整備交付金・環境保全施設整備交付金交付手続きに関するQ&Aについて(環境省自然環境局自然環境整備課、令和2年10月作成)Q6	環境省	秋田県、茨城県、長野県、岡山県、高知県、大分県、宮崎県、沖縄県
35	石川県 重点30	B 地方に対する規制緩和	06.環境・衛生	流域別下水道整備総合計画の計画変更要件の緩和	2つ以上の都府県にまたがる流域別下水道整備総合計画(以下、「流総計画」)を策定・変更する場合であっても、他都府県の同意があれば国土交通大臣との協議等を不要とすること。 ※上記措置が不可能な場合、以下の措置を求める。 ・計画変更が不要な場合の拡大(下水道整備では水質環境基準の達成が困難な場合(例えば当県では、河口付近の湖沼については下水道施設によっては対処できない汚染原因により、仮に計画通り下水道施設を完備したとしても水質環境基準を満たす見込みがない)を類型化し、当該場合には、計画変更を不要とすることなど) ・地方整備局への河川関係検討を含む事前協議の手続きの迅速化・提出書類の簡素化	下水道法第2条の2第7項、「流域別下水道整備総合計画調査 指針と解説」	国土交通省、環境省	茨城県、鳥取県、徳島県、宮崎県
36	茅ヶ崎市	B 地方に対する規制緩和	03.医療・福祉	民生委員の職務範囲の明確化	民生委員の職務について、ガイドラインの策定等により、民生委員法に照らして本来行うべき職務の範囲を明確化する。	民生委員法 第十四条	厚生労働省	北海道、川崎市、横須賀市、福井市、長野県、佐久市、豊橋市、稲沢市、京都市、枚方市、寝屋川市、高松市、大牟田市、宮若市、熊本市、大分県、小林市
38	茅ヶ崎市 重点15	B 地方に対する規制緩和	06.環境・衛生	地方公共団体温室効果ガス排出削減等実行計画の策定に係る支援等の拡充	・技術的な助言の充実や専門知識のある人材の派遣等 ・温室効果ガス削減対策による削減量を通知・計画等によって明示 ・国または都道府県の主導による市町村の温室効果ガスの算定	地球温暖化対策の推進に関する法律	環境省	札幌市、岩見沢市、苫小牧市、盛岡市、八王子市、平塚市、魚沼市、長野県、中野市、草津市、八幡市、出雲市、宇和島市、大牟田市、佐賀市、宮崎市、延岡市、鹿児島市
39	茅ヶ崎市 重点15	B 地方に対する規制緩和	06.環境・衛生	地域気候変動適応計画の策定を都道府県単位のみの見直し	・都道府県単位での計画の策定のみとする ・単独策定する場合には、技術的な助言の充実や専門知識のある人材の派遣等	気候変動適応法	環境省	盛岡市、ひたちなか市、八王子市、平塚市、魚沼市、宇和島市、佐賀市、宮崎市、延岡市
40	神奈川県、福島県	B 地方に対する規制緩和	11.その他	地方消費者行政強化交付金に関する市町村の事業計画の提出に係る事務の効率化	地方消費者行政強化交付金の強化事業に関する事業計画を各市町村が提出する際、都道府県でとりまとめをすることなく直接消費者庁へ提出するなど、効率的な運用を行うよう改善を求める。	地方消費者行政強化交付金交付要綱、地方消費者行政強化事業及び推進事業実施要領 第2(1)③イ、第3(2)②	消費者庁	北海道、茨城県、長野県、兵庫県、奈良県
41	神奈川県 重点13	B 地方に対する規制緩和	03.医療・福祉	都道府県障害者計画、都道府県障害福祉計画等における計画期間の見直し及び計画内容の簡素化	都道府県障害者計画(以下「障害者計画」という。)と都道府県障害福祉計画(以下「障害福祉計画」という。)等の統合等を促進するため、障害福祉計画を障害者基本計画と同じく5か年計画とすることを求める。 または、障害者基本計画を6か年計画とすることを求める。 併せて、障害者計画と障害福祉計画等計画内容の簡素化を求める。	障害者基本法第11条第2項、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第87条第1項、第89条第1項、児童福祉法第33条の22第1項、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針(平成18年厚生労働省告示第395号)	内閣府、厚生労働省	北海道、茨城県、前橋市、千葉県、小平市、長野県、豊田市、西尾市、京都市、浜田市、高知県、五島市、大分県

42	神奈川県	B 地方に対する規制緩和	05_教育・文化	教育支援体制整備事業費補助金の交付スケジュールの迅速化	教育支援体制整備事業費補助金について、3月末に行われている内示に先立ち、予算が成立した際の見込みであることを前提に、予算額の目安について情報提供を求める。	教育支援体制整備事業費補助金交付要綱	文部科学省	茨城県、栃木県、群馬県、山梨県、長野県、島根県、山口県、熊本市
43	瀬戸内市	B 地方に対する規制緩和	02_農業・農地	農地を地域づくり活動に利用する場合の農地転用許可の考え方の明確化等	農用地区域内にある農地を含む農地について、農業体験等の地域振興イベント開催に利用する場合における農地転用許可の考え方(特に、同許可が不要な場合の考え方)を『農地法の運用について』の制定について(平成21年12月11日農林水産省経営局長、農村振興局長通知)の中で明確化するとともに、参考となる事例の周知等を求める。	農地法第4条第6項第1号イ『農地法の運用について』の制定について(平成21年12月11日21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長、農林水産省農村振興局長通知)	農林水産省	須賀川市、川崎市、下呂市、京都市、高松市
44	春日井市、龍ヶ崎市、横浜市、三原市 <b>重点9</b>	B 地方に対する規制緩和	03_医療・福祉	70歳以上の国民健康保険の一部負担金に係る収入区分に応じた負担割合への適用申請の廃止	70歳以上の国民健康保険の一部負担金の割合について、収入の状況で申請しないと負担割合が2割にならない区分があり、住民税課税所得による判定で一部負担金の割合を変更する場合と同様、申請不要で負担割合を適用できるようにしてほしい。	国民健康保険法施行令第27条の2、国民健康保険法施行規則第24条の3	厚生労働省	北海道、盛岡市、白鷹町、須賀川市、ひたちなか市、東海村、伊勢崎市、入間市、荒川区、東村山市、神奈川県、川崎市、相模原市、海老名市、長野県、中野市、三島市、半田市、津島市、知多市、京都市、大阪市、枚方市、鳥取県、米子市、倉吉市、浜田市、広島市、高松市、宇和島市、久留米市、長崎市、大村市、笠
45	春日井市、龍ヶ崎市、横浜市、三原市 <b>重点9</b>	B 地方に対する規制緩和	03_医療・福祉	後期高齢者医療保険の一部負担金に係る収入区分に応じた負担割合への適用申請の廃止	後期高齢者医療保険の一部負担金の割合について、収入の状況で申請しないと負担割合が1割にならない区分があり、住民税課税所得による判定で一部負担金の割合を変更する場合と同様、申請不要で負担割合を適用できるようにしてほしい。	高齢者の医療の確保に関する法律施行令第7条、高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第32条	厚生労働省	北海道、千歳市、盛岡市、白鷹町、須賀川市、ひたちなか市、東海村、伊勢崎市、入間市、渋谷区、東村山市、神奈川県、横須賀市、海老名市、長野県、中野市、佐久市、三島市、半田市、豊田市、知多市、大阪市、枚方市、鳥取県、米子市、倉吉市、松江市、高松市、宇和島市、久留米市、春日市、長崎市、大村市、笠
48	大府市	B 地方に対する規制緩和	03_医療・福祉	戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の請求手続きの簡素化	「印鑑等届出書」については、押印廃止につき、「氏名等届出書」に改められるが、改正後の様式が「償還金支払場所」、「記名者住所」、「記名者氏名」を記載するものとなる場合は、請求書との記載と重複することとなるため、請求書との一本化を求める。また、前回受給者と同順位の別の者が請求する場合、「戦没者等の死亡当時における戦没者等と請求者との続柄を証する戸籍」が必要となるが、本戸籍は主に戦没者の死亡当時の除籍謄本であり、請求者によって変動する可能性が低いため、省略を求める。	戦没者の遺族に対する特別弔慰金支給法及び戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法施行規則、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法第五条第二項の規定により発行する国債の発行交付等に関する省令	財務省、厚生労働省	前橋市、富山市、福井市、佐久市、西尾市、稲沢市、滋賀県、京都市、豊中市、枚方市、寝屋川市、広島市、松山市、久留米市、宮崎市
49	大府市	B 地方に対する規制緩和	11_その他	税務署からの住民税課税情報等の照会対応に係る事務負担の軽減	税務署からの住民税課税情報等の照会を、地方公共団体に負担をかけない方法として頂きたい。例えば、情報提供ネットワークシステムや国税連携システムなどを活用した照会など、地方公共団体が対応に時間をとられないような方法を検討いただきたい。	国税通則法第74条の12、国税徴収法第146条の2、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条7号、第19条9号	内閣府、総務省、財務省	前橋市、千葉市、船橋市、八王子市、川崎市、山梨県、長野県、御殿場市、豊橋市、半田市、知多市、名張市、京都市、岸和田市、枚方市、八尾市、山鹿市、中津市、宮崎市
50	大府市	B 地方に対する規制緩和	06_環境・衛生	食品リサイクル法における廃棄物処理法の特例措置の拡充	食品リサイクル法第21条における廃棄物処理法の特例制度では、食品リサイクル法第2条第4項で規定する「食品関連事業者」に対し、廃棄物処理法第7条の規定にかかわらず、一般廃棄物収集運搬許可(荷卸し)に関する許可を不要としているが、現在対象外となっている、(外部業者を入れない)自社運営の食堂や老人ホームの食堂についても特例対象とすること。	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第2条第4項、第21条、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律施行令第1条	農林水産省、環境省	盛岡市、川崎市、鎌倉市、西尾市、小牧市、岡山県、宇和島市、熊本市
51	船橋市、横浜市、三原市	B 地方に対する規制緩和	03_医療・福祉	出入国在留管理庁から市区町村への国民健康保険に加入できない者の通知	特定活動の在留資格を持つ外国人で国民健康保険に加入できない者の情報を、出入国在留管理庁より対象者が住民登録をしている市区町村への通知の実施。現在、令和2年4月7日付け事務連絡厚生労働省保険局国民健康保険課通知に基づき、出入国在留管理庁から国保中央会及び国保連合会を経由して各市町村へシステムにて外国人情報が提供されているが、その情報について、今回の対象者情報を追加することを想定。	国民健康保険法第6条第11項 国民健康保険法施行規則第1条第2号～4号、第13条 出入国在留管理庁から提供された情報を活用した特定技能外国人の国民健康保険への加入促進の実施について(令和2年4月7日付け厚生労働省保険局国民健康保険課事務連絡) 国民健康保険法施行規則及び高齢者の医療の確保に関する法律施行規則の一部を改正する省令等の施行について(平成22年12月17日付け保発1217第1号) 国民健康保険法施行規則第一条第一号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者(平成16年6月8日付け厚生労働省告示第237号)	法務省、厚生労働省	北海道、盛岡市、須賀川市、東海村、松戸市、荒川区、神奈川県、川崎市、相模原市、海老名市、長野県、三島市、津島市、京都市、大阪市、鳥取県、広島市、高松市、宇和島市、長崎市、宮崎市

52	津久見市 <b>重点11</b>	B 地方に対する規制緩和	03_医療・福祉	薬剤師法に基づく調剤制限等の規制緩和	へき地におけるオンライン診療において、一定の要件を満たした場合、診療所の薬を患者に提供できるよう規制を緩和する。	薬剤師法第19条、第22条、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第9条の3	厚生労働省	高松市、高知県、大分県、宮崎県
53	吉岡町、洪川市、安中市、みどり市、榛東村、神流町、甘楽町、長野原町、草津町、高山村、川場村、昭和村、みなかみ町、玉村町、千代田町、邑楽町	B 地方に対する規制緩和	11_その他	DV等支援措置の延長に係る申出手続きの簡素化及びDV等支援措置期間の延長	「住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付並びに戸籍の附票の写しの交付におけるドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者の保護のための措置」(以下「DV等支援措置」という。 )における延長の申出手続きに関して、申出者が行う警察、配偶者暴力相談支援センター、児童相談所等(以下「相談機関等」という。 )及び市町村窓口への出頭による本人確認の省略並びにDV等支援措置期間を1年を超えて設定することを可能とすること。	住民基本台帳事務処理要領第5-10ア(エ)、キ	内閣府、警察庁、総務省、厚生労働省	旭川市、中標津町、盛岡市、いわき市、桐生市、川口市、練馬区、長野県、佐久市、知多市、田原市、和泉市、兵庫県、吉野川市、香川県、宇和島市、久留米市、大村市、延岡市
55	前橋市	B 地方に対する規制緩和	09_土木・建築	「国土交通省所管の補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県の知事が行うこととなった件」(平成12年4月13日付建設省告示第1171号)に基づき都道府県が行う事務の対象とする地方公共団体の見直し	中核市が国土交通省所管の補助金等(社会資本整備総合交付金においては中核市が単独で社会資本整備計画を策定しているものに限る)の交付申請等をしようとする場合、指定都市と同様、地方整備局等に対して交付申請等を行うことができるよう地方整備局等及び都道府県が行っている国土交通省所管の補助金等の交付に関する事務の対象とする地方公共団体について見直すこと。	国土交通省所管の補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県の知事が行うこととなった件(平成12年4月13日付建設省告示第1171号)	国土交通省	長野県、寝屋川市、長崎県、鹿児島市
56	砥部町、松山市、今治市、新居浜市、西条市、四国中央市、西予市、東温市、上島町、久万高原町、松野町、愛南町	B 地方に対する規制緩和	11_その他	マイナンバーカードの代理人への交付が認められるケースの拡充	学業や仕事が多忙であることや、施設には入所していないものの高齢であることにより本人が役所窓口に来庁することが困難な場合においても、代理人へのマイナンバーカードの交付を可能とする。 また、申請者が仕事や学業の都合で、住民票を移さずに県外で生活しているような場合の代理交付時における、本人確認の簡素化を求める。	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令第13条第3項、個人番号カードの交付等に関する事務処理要領	総務省	札幌市、旭川市、中標津町、盛岡市、多賀城市、秋田市、郡山市、東海村、桐生市、千葉市、柏市、横浜市、相模原市、横須賀市、山梨県、長野県、中野市、高山市、掛川市、豊田市、田原市、豊中市、枚方市、和泉市、たつの市、吉野川市、高知県、大牟田市、志免町、宮崎県、宮崎市、延岡市、鹿児島県
57	砥部町、宇和島市、新居浜市、大洲市、東温市、上島町、久万高原町、内子町、伊方町、松野町、鬼北町、愛南町	B 地方に対する規制緩和	11_その他	選挙人名簿及び在外選挙人名簿に登録されていない外国に住所を有する者への在外投票に係る取扱いの適正化	在外選挙人名簿から抹消された者が誤って投票することがないよう制度の改正等を求める。	公職選挙法第30条の11、公職選挙法施行令第23条の9、第23条の14	総務省、外務省	函館市、苫小牧市、川越市、相模原市、長野県、稲沢市、京都府、枚方市、富田林市、広島市、徳島市、吉野川市、大村市、熊本市、宮崎市
58	豊橋市	B 地方に対する規制緩和	03_医療・福祉	児童手当交付金の実績報告における精算手続の簡素化	児童手当交付金の実績報告における精算手続について、現状の子ども・子育て支援勘定業務関連システム(以下、システム)により出力される帳票結果をそのまま活用できず、内閣府より発出された事務連絡に基づき、別途追加交付額、返還額を手計算により算出している。このような状況を改善するため、例えば、実績報告様式(様式12)において、児童手当の追加交付額と返還額(事業主拠出分)、児童手当の追加交付額と返還額(国庫財源分)、特例給付の追加交付額と返還額がそれぞれ算出された形で出力される等の手続の簡素化を求める。	令和元年度児童手当交付金事業実績報告書の提出について 別紙 確定に伴う追加交付額及び返還額の算出について(令和2年6月12日付内閣府子ども・子育て本部事務連絡)	内閣府	ひたちなか市、富津市、鳥取県、岡山県、山陽小野田市、香川県、宇和島市、高知県、大牟田市、宮崎県
59	豊橋市	B 地方に対する規制緩和	11_その他	公職選挙法施行令に基づく投票管理者等の告示事項の見直し	投票管理者及び職務代理者を選任した場合の告示事項から「住所」を削る又は「住所」を「住所の市区町村まで」若しくは「住所の町字まで」と改める。	公職選挙法施行令第25条	総務省	函館市、苫小牧市、白鷹町、川越市、相模原市、横須賀市、長野県、浜松市、稲沢市、田原市、京都府、枚方市、茨木市、八尾市、富田林市、広島市、徳島市、吉野川市、宇和島市、大村市、熊本市、中津市、宮崎市
60	豊橋市	B 地方に対する規制緩和	11_その他	公職選挙法第113条第3項ただし書きに定める通知期限の見直し	公職選挙法第113条第3項のただし書きにおいて、各号の区分による選挙の期日の告示があった後に(市町村の選挙は告示の前日10日以内に)欠員が生じた旨の通知を選管が受けたときは、いわゆる便乗補欠選挙を行わないとされているが、市町村の選挙では親選挙の告示日の11日前までに、その他の選挙では親選挙の公示(告示)の前までに欠員通知を受けた場合は、便乗補欠選挙を執行する必要がある。しかし、上述の通知期限の間際で欠員通知を受けた場合、選挙執行に支障を来すおそれが強いと、相当程度の期間の延長を求める。	公職選挙法第113条第3項	総務省	函館市、苫小牧市、白鷹町、川越市、東京都、川崎市、相模原市、横須賀市、浜松市、稲沢市、田原市、京都府、枚方市、富田林市、岡山県、広島市、徳島市、吉野川市、大村市、熊本市、中津市、宮崎県、延岡市

61	三重県	B 地方に対する規制緩和	02 農業・農地	市町村農業振興地域整備計画の変更手続きに係る制度改正	農業振興地域の整備に関する法律第11条に基づく市町村農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画の変更について、同条に規定する異議申出又は審査申立(以下、「異議申出等」)があった場合には、市町村長が必要と認める異議申出等と関係がない土地に係る農用地利用計画の変更については、手続を進め変更を完了することが可能となるよう制度の改正を求める。	農業振興地域の整備に関する法律	農林水産省	川崎市、長野県、津市、名張市、京都市、延岡市、小林市
64	岐阜県、郡山市	B 地方に対する規制緩和	03 医療・福祉	月途中での入退園等に係る施設等利用費の日割り計算の簡素化	月途中での入退園等における施設等利用費の日割り計算について、計算過程での端数分の取扱いや開所日数の算出方法を見直す等の事務の簡素化を求める。現行制度で明確になっていない日割り計算で発生する10円未満の端数分の取扱いについては、例えば、端数分は市町村が負担する等、取扱いの明確化を求める。また、施設等利用費の日割り計算は、「その月の開所日数」を用いて算出するが、当該日数は各施設で異なるため、例えば施設型給付費の様に、「その月の開所日数」を25日と設定する等、統一的な考え方を求める。	子ども・子育て支援法施行令第24条の4第2項 子ども・子育て支援法規則第59条の2 子ども・子育て支援法の一部を改正する法律等の施行に伴う留意事項等について(令和元年9月13日付け内閣府子ども・子育て本部統括官、文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省子ども家庭局長通知)	内閣府、文部科学省、厚生労働省	旭川市、仙台市、須賀川市、富津市、川崎市、長野県、中野市、大垣市、岐南町、豊田市、吹田市、広島市
65	岐阜県 重点16	B 地方に対する規制緩和	06 環境・衛生	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律に基づく「都道府県分別収集促進計画」策定の義務付けの廃止	「都道府県分別収集促進計画」策定の義務付けの廃止を求める。都道府県分別収集促進計画は各市町村が策定する分別収集計画のデータを取りまとめている部分がほとんどであるため、計画の策定ではなく、市町村分別収集計画のデータを都道府県のホームページ上で公開することに留める等、事務の簡略化を求める。	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第9条	環境省	茨城県、群馬県、石川県、下呂市、静岡県、西尾市、小牧市、岡山県、山口県、徳島県、大分県、沖縄県
67	福岡県、九州地方知事会、宮城県、新潟県、岐阜県、岡山県	B 地方に対する規制緩和	07 産業振興	セーフティネット保証4号と同じ事由で危機関連保証が発動した場合におけるセーフティネット保証4号の指定期間の見直し	セーフティネット保証4号と同じ事由で危機関連保証が発動した場合、危機関連保証の指定期間中は全国の中小企業者において被害が生じているとみなし、セーフティネット保証4号の指定期間を危機関連保証と同じ指定期間とする。	中小企業信用保険法第2条第5項第4号、同法第2条第6項、セーフティネット保証4号の指定基準	経済産業省	盛岡市、秋田県、いわき市、茨城県、ひたちなか市、栃木県、埼玉県、川崎市、山梨県、長野県、郡上市、京都府、高槻市、兵庫県、徳島県、徳島市、香川県、宮崎県、小林市、沖縄県
68	長崎県、九州地方知事会 重点8	B 地方に対する規制緩和	03 医療・福祉	臨床研修を行うための基準(入院患者実数年間3,000名以上等)における知事の裁量権拡大	医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令の施行について(平成15年6月12日付厚生労働省医政局長通知)第2の5(1)エの基準に係る都道府県知事の裁量権の拡大(二次医療圏内に基幹型臨床研修病院がない場合に限り、入院患者実数の基準を撤廃又は緩和すること。また、基準の緩和等が困難である場合は、当該通知が地方自治法に基づく技術的助言であり、当該基準を参酌して地方の実情に応じた指定を行うことが可能であることを明確化すること。)	医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令の施行について(平成15年6月12日付厚生労働省医政局長通知)	厚生労働省	山梨県、兵庫県、高知県、宮崎県、沖縄県
69	長崎県、九州地方知事会	B 地方に対する規制緩和	03 医療・福祉	国から地方公共団体への事務・権限の移譲に伴う地方厚生局からの情報提供方法等の見直し	国から都道府県への事務・権限の移譲に伴う地方厚生局の行政文書等の取扱について(令和2年3月25日 厚生労働省医政局医事課医師臨床研修推進室長事務連絡)による地方厚生局からの情報提供方法等の見直し(①地方厚生局から権限移譲に係る行政文書の移管、もしくは、メールでの文書提供を認めること。②都道府県から地方厚生局へのメールでの文書提出を認めること。)	国から都道府県への事務・権限の移譲に伴う地方厚生局の行政文書等の取扱について(令和2年3月25日 厚生労働省医政局医事課医師臨床研修推進室長事務連絡)	厚生労働省	岩手県、山梨県、長野県、兵庫県、高知県、福岡県、宮崎県、沖縄県
70	大分県、九州地方知事会	B 地方に対する規制緩和	09 土木・建築	河川法に基づく河川整備基本方針及び河川整備計画の作成に関する規制緩和	河川整備基本方針及び河川整備計画の策定単位を単一水系から複数の水系をまとめた圏域単位での策定を可能とする。	河川法第16条、16条の2	国土交通省	茨城県、香川県、宮崎県
71	山口県、九州地方知事会、中国地方知事会	B 地方に対する規制緩和	06 環境・衛生	循環型社会形成推進交付金の事務の簡素化	国の予算区分毎に別業で作成することとされている循環型社会形成推進交付金の交付申請書及び実績報告書のうち、当初分及び本予算繰越分等の同時期に内示される予算については、内訳で予算区分毎に金額等を記載すること等で、事業実施主体毎にまとめて作成できるようにすること。	循環型社会形成推進交付金等交付申請書の作成・確認方法について(令和3年3月31日付け環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課浄化槽推進室事務連絡) 「循環型社会形成推進交付金等の実績報告及び額の確定マニュアル」の改訂について(令和3年3月31日付け環境省環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課浄化槽推進室事務連絡)	環境省	青森県、盛岡市、宮城県、秋田県、茨城県、栃木県、群馬県、伊勢崎市、千葉市、石川県、長野県、豊橋市、岡山県、広島市、徳島県、徳島市、高松市、大牟田市、朝倉市、宮崎県

72	山口県、九州地方知事会、中国地方知事会	B 地方に対する規制緩和	06 環境・衛生	送電施設等に営業したカラスの卵及びヒナの除去に係る捕獲許可の見直し	電気事業法に基づき、送電施設等に営業したカラスの卵及びヒナを手取りにより捕獲・採取する場合は、許可を不要とすること。	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第9条、電気事業法第26条の2	環境省	秋田県、茨城県、栃木県、群馬県、長野県、静岡県、豊橋市、草津市、島根県、岡山県、熊本市、宮崎県
73	山口県、九州地方知事会	B 地方に対する規制緩和	11_その他	認可地縁団体の合併に係る手続きの簡素化	認可地縁団体の合併に係る手続きを地方自治法に規定するなどした上で、吸収される側の団体は合併の決議のみとする(財産を吸収する側に引き継ぐことで、清算や残余財産の処分手続きを不要とする)など、可能な限り認可地縁団体や市町村にとって負担の少ない手続きとすること。	地方自治法第260条の2、第260条の20、第260条の21、第260条の24、第260条の27、第260条の28、第260条の30、第260条の31、第260条の33	総務省	旭川市、盛岡市、前橋市、春日部市、川崎市、相模原市、長野県、豊橋市、西尾市、田原市、八尾市、徳島市、宇和島市、久留米市、大村市、宮崎県、延岡市、鹿児島県、沖縄県
75	岡山市 重点32	B 地方に対する規制緩和	11_その他	地方版総合戦略における数値目標やKPIの設定の不要化	地方版総合戦略において、数値目標やKPIの設定を求めないよう、「地方版総合戦略策定・効果検証のための手引き」の改訂を行う(「4. 数値目標・重要業績評価指標(KPI)の設定」、「6. 総合計画等と地方版総合戦略との関係」等)	まち・ひと・しごと創生法第9条、第10条、地域再生法第5条・第13条、地方創生推進交付金制度要綱、地方版総合戦略策定・効果検証のための手引き(令和元年12月版)	内閣官房、内閣府	佐倉市、柏市、横浜市、川崎市、浜松市、名古屋市、半田市、田原市、京都府、京都市、羽曳野市、高松市、高知市、延岡市
84	関西広域連合	B 地方に対する規制緩和	05 教育・文化	専門職大学の設置に係る認可基準の緩和	地方の実情に応じた既存ストックの活用などを可能とするため、専門職大学設置基準について立地自治体(都道府県又は市町村)との協定による緩和を求める。	専門職大学設置基準第8章(第4条、第8条、他)	文部科学省	沖縄県
87	関西広域連合 重点34	A 権限移譲	07 産業振興	中小企業等経営強化法における事業分野別指針の策定権限及び経営力向上計画に係る認定権限の移譲	中小企業が策定する本業の成長に関する経営力向上計画について、事業分野別指針の策定及び同計画の認定に関する権限の広域連合への移譲を求める。	中小企業等経営強化法第16条、第17条、18条 経営力向上に関する命令第1条、第2条	警察庁、総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省	—
88	関西広域連合	A 権限移譲	04 雇用・労働	女性活躍推進法における一般事業主行動計画に係る状況把握事項及び定量的な目標設定事項について地域の特性を踏まえた設定を可能とすること等	一般事業主が作成する女性の職業生活における活躍の推進に関する行動計画について、状況把握事項及び定量的な目標設定事項を条例などで定めることができるようにすることにより、地域の特性を踏まえた当該事項の設定を可能とするとともに、優れた取組を行う一般事業主の認定等に関する権限を広域連合に移譲することを求める。	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第6条、第7条、第8条、第9条、第12条、第27条 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画等に関する省令第2条、第2条の2 事業主行動計画策定指針第二部第二三(三)、別紙一	内閣府、厚生労働省	—
89	岸和田市	B 地方に対する規制緩和	11_その他	代理申請等が困難な者に対する個人番号カード交付に係る対応方法及び判断基準の明確化	来庁ができず代理人の指定もできない者、認知症や障害等により暗証番号の設定をはじめ意思表示ができない者に対する個人番号カード交付に係る対応方法・判断基準の明確化。 このうち意思表示ができない者に関しては、例えば、認知症や一定の要介護認定を受けた者等については、カードの代理申請、電子証明書を含めた暗証番号の設定及び受取ができるような制度改正をしていただきたい。	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第17条、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令第13条、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令第33条、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則第6条、第42条	総務省	旭川市、中標津町、多賀城市、秋田市、東海村、桐生市、相模原市、横須賀市、山梨県、長野県、中野市、高山市、豊橋市、田原市、枚方市、宇和島市、高知市、大牟田市、志免町、大村市、熊本市、宮崎県、宮崎市、鹿児島県、沖縄県
90	長崎市	B 地方に対する規制緩和	11_その他	電子化文書の原本性の担保に係る法整備等	電子化した行政文書の原本性を担保できる法整備又は技術的指針等の策定を求めるもの。	公文書等の管理に関する法律第34条	内閣府、総務省	ひたちなか市、前橋市、川崎市、横須賀市、新潟県、富山県、浜松市、豊田市、小牧市、京都市、東大阪市、兵庫県、広島市、防府市、徳島県、徳島市、高松市、宇和島市、熊本市、宮崎県、宮崎市、小林市、沖縄県



91	長崎市	B 地方に対する規制緩和	03_医療・福祉	障害支援区分の認定調査における面接方法の規制緩和	障害支援区分の認定を行うための、障害者等又は障害児の保護者に対する認定調査について、対面方式の面接に限らず、一定の基準を設けるなどした上でオンライン方式により実施できるよう、コロナ禍における臨時的な規制緩和を求める。 【基準例】 ・面会規制により認定調査ができない施設等の入所者であること ・一定の知見を有する医師・看護師等が認定調査に同席すること ・認定調査員の指示・指導の下、申請者の心身の状況を確認すること ・障害支援区分認定審査会資料にオンラインで調査を実施したことが分かるように記載すること など	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第20条第2項、障害者総合支援法における障害支援区分認定調査員マニュアル(平成26年4月厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部)	厚生労働省	札幌市、苫小牧市、仙台市、水戸市、前橋市、江戸川区、小平市、川崎市、相模原市、長野県、佐久市、三島市、豊田市、西尾市、小牧市、稲沢市、京都市、寝屋川市、岡山市、広島市、徳島市、松山市、高知県、五島市、熊本市、宮崎市、延岡市、小林市
92	愛知県	B 地方に対する規制緩和	05_教育・文化	「教育支援体制整備事業費交付金(認定こども園設置促進事業)」で実施する一部の事業に係る事務手続きの見直し	「教育支援体制整備事業費交付金(認定こども園設置促進事業)」で実施する事業のうち、都道府県負担のない「幼児教育の質の向上のための緊急環境整備」、「認定こども園等における教育の質の向上のための研修支援」、「認定こども園等への円滑な移行のための準備支援」及び「園務改善のためのICT化支援」を国から事業者への直接補助とすること。 ※都道府県における予算計上手続きを不要とすることを求める提案であって、窓口機能は引き続き都道府県が担うことを想定しており、都道府県の関与なく事業を実施することを要望するものではない。	教育支援体制整備事業費交付金(認定こども園設置促進事業)交付要綱第3条第1項	文部科学省	富山県、長野県、大阪府、高知県、長崎県、鹿児島県
94	愛知県	B 地方に対する規制緩和	06_環境・衛生	下水道法に基づく下水道の事業計画策定に係る国土交通大臣から環境大臣への意見聴取及び通知に関するし、運用上地方公共団体が作成する資料の見直し	下水道法に基づく下水道の事業計画策定に係る環境大臣への意見聴取及び通知の手続に関し、運用上、地方公共団体が作成し、国土交通大臣に提出している書類について簡素化を求める。	下水道法第25条の11第4項、第6項	国土交通省、環境省	仙台市、茨城県、千葉県、浜松市、名古屋市、田原市、徳島県、熊本市、沖縄県
95	愛知県、標津町	B 地方に対する規制緩和	01_土地利用(農地除く)	国土利用計画法に基づく土地売買等届出制度における提出書類の簡素化	国土利用計画法第23条に基づく土地売買等届出について、地方公共団体及び届出者双方の事務負担軽減の観点から、「土地の位置を明らかにした縮尺五万分の一以上の地形図」については提出を不要とすることを求める。 また、土地売買等届出書の記載事項のうち、「土地に関する事項」については「契約書のとおり」のみ記載し、具体的な内容の記載の省略を可能にし、一団の土地において複数の契約を締結した場合に記載内容が重複する場合には、「契約書1～〇のとおり」等として届出書を一葉にまとめることを可能とすることを求める。	国土利用計画法第23条第1項、国土利用計画法施行規則第20条、国土利用計画法に基づく土地取引の規制に関する措置等の運用指針(平成20年11月10日)	国土交通省	川崎市、上越市、石川県、山梨県、長野県、掛川市、半田市、小牧市、亀山市、城陽市、長岡京市、生駒市、広島市、徳島県、徳島市、松山市、今治市、高知市、大村市、宇土市
96	群馬県、茨城県、新潟県、長野県	B 地方に対する規制緩和	02_農業・農地	土地改良事業関係補助事業における繰越分及び国庫債務負担行為分に係る事業完了後の実績報告書の提出期限の見直し	全額概算払いを受けた土地改良事業関係補助事業の繰越分及び国庫債務負担行為分に係る補助事業完了後の実績報告書の提出期限について、交付規則及び交付要綱に基づき、通常分と同様に6月10日とするよう見直しを求める。	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第14条、農林畜水産業関係補助金等交付金第6条、土地改良事業関係補助金交付要綱第15、補助金交付事務必携(農業農村整備事業等)	農林水産省	富山県、大阪府、延岡市
97	群馬県、福島県、茨城県、栃木県、川崎市、桐生市、伊勢崎市、太田市、沼田市、館林市、渋川市、藤岡市、安中市、みどり市、榛東村、吉岡町、神流町、下仁田町、草津町、高山村、東吾妻町、川場村、邑楽町	B 地方に対する規制緩和	03_医療・福祉	予防接種を行う医師についての公告の廃止	予防接種法施行令第4条を改正し、予防接種を行う医師の氏名等の公告を廃止すること	予防接種法施行令第4条	厚生労働省	札幌市、旭川市、神奈川県、川崎市、京都市、八尾市、高松市、宇和島市、高知県、福岡県、大村市、熊本市
98	群馬県、福島県、茨城県 <b>重点18</b>	B 地方に対する規制緩和	06_環境・衛生	特定施設設置者によるダイオキシン類の汚染状況の自主測定結果に係る都道府県知事への報告の廃止	特定施設設置者によるダイオキシン類の汚染状況の自主測定結果に係る都道府県知事への報告の廃止	ダイオキシン類対策特別措置法第28条第1項～第4項	環境省	青森県、宮城県、山形市、豊田市、寝屋川市、大分県、宮崎県

99	明石市	B 地方に対する規制緩和	11_その他	届出様式等における性別記載欄の削除	法令等によって定められた各種届出様式等について、性別記載欄の削除を求める	地方税法附則第7条、国民健康保険法施行規則第27条の14の2、国民年金法施行規則第11条、介護保険法施行規則第83条の6第1項、児童福祉法施行規則第7条の27第2号等	総務省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省	前橋市、千葉市、横浜市、川崎市、相模原市、鎌倉市、福井市、山梨県、長野県、半田市、西尾市、枚方市、西宮市、鳥取県、高松市、宇和島市、熊本市、宮崎市、延岡市
100	伊勢崎市、太田市、沼田市、渋川市、藤岡市、安中市、みどり市、榛東村、甘楽町、長野原町、草津町、高山村、東吾妻町、川場村、昭和村、みなかみ町、玉村町、千代田町、邑楽町	B 地方に対する規制緩和	11_その他	国民健康保険税の賦課に必要となる租税特別措置法第25条適用者情報に関する税務署から市町村への情報提供	国民健康保険税賦課に必要となるため、地方税法第20条の11に基づき、市町村が税務署に対し、関係資料の閲覧等の協力要請を行った場合に、特別措置法第25条適用者情報については、適用者リスト等による情報提供に協力するよう、事務連絡等によって周知を図る。 ※情報提供の仕組みは必ずしも国税連携システムのデータ提供に限らずともよく、税務署で備える台帳の整備や補完資料の提供等により市町村が所得把握をしやすいことを求めるもの。	地方税法第20条の11 租税特別措置法第25条	総務省、財務省、厚生労働省	盛岡市、海老名市、山梨県、長野県、京都市、高松市、久留米市、長崎市、山鹿市、宮崎市
101	秋田県、岩手県、宮城県	B 地方に対する規制緩和	11_その他	公益認定等総合情報システム(PICTIS)における入力方法等の見直しを通じた事務負担軽減	PICTISの入力にあたって、会計システム等との連携など、過年度数値や決算書数値を法人(公益法人及び移行法人)が直接入力することなく自動転記される仕組みに見直していただきたい。 上記が難しい場合は、ガイドに従い決算書数値等を入力することで様式に反映されるような(源泉徴収票の数値入力による所得税確定申告のような)仕様にしていきたい。 上記2点が難しい場合は、Excel様式を改善し、過年度数値等が自動反映され、条件付き書式等により自動移行値であることを確認できるようにしていきたい。 その他、入力事項の簡素化、入力事項の転記の容易化など、事務負担軽減策を講じていただきたい。	公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号)第22条、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第50号)第127条	内閣府	茨城県、栃木県、神奈川県、徳島県、宮崎県、沖縄県
102	秋田県、青森県 <b>重点20</b>	B 地方に対する規制緩和	06_環境・衛生	と畜場法第14条に規定される検査におけると畜検査員が行う検査の一部簡略化	と畜場法第14条に規定される検査について、食鳥処理法第15条第7項に規定される検査方法と同様の仕組みを制度化し、自治体が選択的に導入できるようにすること。 例えば、と畜場法第10条に規定される作業衛生責任者など、と畜検査員以外の一定の知見を有する者が内臓や枝肉等の異常の確認を行った場合には、と畜検査員が行う検査の一部を簡略化できるようにすること。	と畜場法第14条及び第19条	厚生労働省	—
103	秋田県、横手市、男鹿市、湯沢市、由利本荘市、潟上市、大仙市、仙北市、小坂町、藤里町、三種町、美郷町、羽後町、川越市、長野県	B 地方に対する規制緩和	09_土木・建築	社会資本整備総合交付金システムによる申請等に係る事務手続きの簡素化等	社会資本整備総合交付金の申請等に係る事務全般については、平成30年度からシステム運用が開始され、令和元年度から本格運用されているが、システム外で別途従来様式の書類での提出が求められているほか、システムの不備等(数値入力の重複等に係る作業負担が大きい、軽微な修正が困難である、マニュアルが不十分である等)が非常に多く、申請等に係る事務に当たり多大な時間を要しているため、事務手続きの大幅な簡素化及びシステムに係る問い合わせへの円滑な対応等を求める。	社会資本整備総合交付金交付要綱、社会資本整備総合交付金等の令和3年度要望等の提出・登録について(令和3年1月21日付事務連絡)、社会資本整備総合交付金システムマニュアル	国土交通省	秋田市、郡山市、茨城県、ひたちなか市、高崎市、横須賀市、福井県、山梨県、諏訪市、掛川市、寝屋川市、広島市、徳島市、高知県、福岡県、朝倉市、大分県、延岡市、沖縄県
105	千葉県	B 地方に対する規制緩和	02_農業・農地	共有地代表者制における選任方法の改善	土地改良事業の事業主体である地方公共団体や土地改良区等は、事業の実施にあたり、土地の所有者等から同意を徴集しなければならないが、共有地等における同意の徴集については、共有地等について共有者のうちから代表者1人を選任し、行うものとされている。 この代表者の選任手続については、法令や通知等において明確にされていないことから、その明確化を求める。特に、話し合いによる選任が困難な場合でも円滑に選任することができるよう、多様な選任手続を認めつつ、その方法を明確化することを求めたい。	土地改良法第113条の2第4項	農林水産省	茨城県、滋賀県、京都市、大阪府、熊本市、宮崎県、延岡市
106	熊本市 <b>重点30</b>	B 地方に対する規制緩和	06_環境・衛生	下水道事業計画の軽微な変更の範囲に関する見直し	公共下水道の事業計画について、予定処理区域を変更する場合であっても、その変更する面積の範囲が狭小であるとき等は、下水道法施行令第5条の2で定める軽微な変更に関するものとして、国土交通大臣への協議等を不要とするように事務の簡素化を求める。仮に、現在でも国土交通大臣への協議等が不要な場合は、その旨を明確化することを求める。	下水道法第4条、第5条 下水道法施行令第4条の2、第5条の2 下水道法施行令第5条の2及び第17条の9に定める協議等を要しない事業計画の軽微な変更の取扱いについて(平成27年11月19日事務連絡)	国土交通省、環境省	仙台市、千葉市、横浜市、川崎市、富山市、福井市、名古屋市、稲沢市、田原市、京都市、広島市、徳島県
108	熊本市	B 地方に対する規制緩和	03_医療・福祉	放課後児童健全育成事業における徴収金収納事務の私人委託	放課後児童健全育成事業における公立公営の放課後児童クラブに係る徴収金の収納事務について、地方自治法施行令第158条を改正し当該徴収金の歳入区分を私人委託可能な項目として加える、又は児童福祉法等の個別法令に私人委託を可能とするよう定めるなど、当該徴収金の収納事務について私人に委託することを可能にすることを求める。	地方自治法第234条 地方自治法施行令第158条第1項 児童福祉法第34条の8	総務省、厚生労働省	ひたちなか市、豊橋市、豊中市、広島市、小林市

110	横須賀市 重点23	A 権限移譲	01_土地利用 (農地除く)	区域区分の変更に関する都市計画決定権限の中核市への移譲	軽易な区域区分の変更(変更する面積が一定規模以下で、他市町村との境界に近接しないもの等)に関する都市計画の決定権限を、中核市へ移譲することを求める。	都市計画法第15条第1項第2号	国土交通省	川口市、久留米市
111	北広島市、船橋市	B 地方に対する規制緩和	11_その他	DV等支援措置のうち地方税での措置の周知及び住民基本台帳情報の調査時における支援措置情報の提供	DV等支援措置のうち地方税での措置の周知及び情報提供ネットワークシステムを通じて閲覧ができる住民基本台帳情報と併せてDV等支援措置の有無を識別できるようにすること。	ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者の保護のための適正な事務執行の徹底について(周知)(令和元年6月27日付け総務省自治税務局企画課事務連絡) 住民基本台帳事務処理要領5-10	内閣府、警察庁、総務省、厚生労働省	旭川市、いわき市、東海村、桐生市、八王子市、川崎市、長野県、中野市、豊橋市、田原市、枚方市、兵庫県、出雲市、府中町、香川県、宇和島市、久留米市
112	北広島市、恵庭市	B 地方に対する規制緩和	11_その他	地方税法第354条の2に基づく所得税又は法人税に関する書類の閲覧方法の見直し	固定資産税のうち償却資産の賦課徴収に必要な所得税又は法人税に関する書類について 【第一】国税連携システム等の電子的手段を用いて、市町村が税務署へ臨場することなく閲覧可能にすること。 【第二】市町村が所轄税務署に臨場すれば、所轄外(※)の税務署が保有する国税資料についても、電子的な手段等を用いて閲覧可能にすること。 ※当該市町村を所轄する税務署以外	地方税法第354条の2	総務省、財務省	北見市、苫小牧市、美唄市、赤平市、名寄市、砂川市、石狩市、郡山市、いわき市、水戸市、高崎市、千葉市、小田原市、山梨県、長野県、豊橋市、半田市、知多市、八尾市、広島市、山鹿市、中津市、宮崎市
113	大阪市	B 地方に対する規制緩和	03_医療・福祉	小規模保育事業所を認定こども園へ転用する際に国庫納付を不要とする見直し	国庫補助を受けて開設された小規模保育事業所の認定こども園への転用について、厚生労働省の「子ども家庭局所管一般会計補助金等に係る承認基準の特例」で定める「包括承認事項」へ追加し、国庫納付を不要とすることを求める。	厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について 別添2 子ども家庭局所管一般会計補助金等に係る承認基準の特例(雇児発第0417001号平成20年4月17日)	厚生労働省	岩手県、宮城県、千葉市、川崎市、大阪府、広島市、宮城県、鹿児島県
114	大阪市 重点1	B 地方に対する規制緩和	03_医療・福祉	保育所等における居室面積基準の緩和と特例措置に係る期限の廃止	保育所及び幼保連携型認定こども園における乳児室やほふく室、保育室、遊戯室の居室面積に係る基準について、市町村が柔軟に待機児童対策に取り組めるよう、待機児童数等の一定要件の下で認められている「面積基準を標準に緩和する特例」(以下、「面積基準緩和特例措置」という。)に係る期限の廃止を求める。なお、廃止が難しい場合は、期限の延長を求める。	【保育所】 児童福祉法第45条第2項 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第32条 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第4条 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係政令等の整備及び経過措置に関する政令第4条 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第四条の基準を定める省令 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第四条の厚生労働大臣が指定する地域(厚生労働省告示) 【幼保連携型認定こども園】 就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律第13条第2項、附則第2項 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準第7条第6項 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行令附則第2項 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則附則第3条 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律附則第二項の主務大臣が指定する地域(内閣府・文部科学省・厚生労働省告示)	内閣府、文部科学省、厚生労働省	宮城県、長野県、大阪府
115	大阪市	B 地方に対する規制緩和	03_医療・福祉	保育所・認定こども園の分園における休けい保育士、標準時間対応保育士及び主幹保育教諭代替職員の配置基準の緩和	保育所及び認定こども園において、法令上定められる職員の年齢別配置基準とは別に、公定価格の基本単価に含まれ、充足が求められる休けい保育士、標準時間対応保育士及び主幹保育教諭代替職員について、保育所及び認定こども園の分園においては、分園が本園の近隣にある場合等は配置を任意とすることを求める。また、配置した場合の人件費等の経費については、公定価格の加算により手当てすることを求める。	「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について」別紙2「Ⅱ-1-(2)」、別紙3「Ⅱ-1-(2)」	内閣府、厚生労働省	前橋市、横浜市、吹田市、熊本市

116	富田林市 重点2	B 地方に対する規制緩和	03.医療・福祉	児童扶養手当の受給資格要件の明確化	現行制度では、「父母が婚姻を解消した場合」には児童扶養手当が支給することとされているが、離婚調停中であっても既に別居状態にあり実態はひとり親と変わらないような場合についても児童扶養手当の支給の対象とすることが可能であることを明確化することを求める。 具体的には、例えば、離婚調停中であっても既に長期にわたり別居状態にあり、実態はひとり親と変わらないような場合についても、「父又は母から引き続き1年以上遺棄されている場合」に該当し、児童扶養手当の支給対象となることを通知等において明確にすることを求める。	児童扶養手当法第4条 児童扶養手当法施行令第1条の2 「児童扶養手当遺棄の認定基準について」(昭和55年6月20日付厚生省児童家庭局企画課長通知)	厚生労働省	入間市、千葉市、神奈川県、相模原市、豊橋市、豊田市、京都府、京都市、茨木市、鳥取県、徳島県、香川県、高知県、熊本市、大分県、宮崎県、小林市
117	京都府 重点24	B 地方に対する規制緩和	09.土木・建築	バリアフリー法における建築物特定施設の追加に関する条例委任	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(本提案において、バリアフリー法という。)第14条第3項において、政令で定める「特別特定建築物」については、条例で追加することができることとされている一方、政令で定める「建築物特定施設」については、条例で追加することができることとされていないことから、バリアフリー法において建築物特定施設の追加についても同項で条例委任することを求める。	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第2条第20号、第14条	国土交通省	長野県、兵庫県、和歌山県、鳥取県
118	高知市、郡山市	B 地方に対する規制緩和	03.医療・福祉	子ども・子育て支援法に基づく利用者負担額算定事務等に係る地方税情報のマイナンバー制度における情報連携項目の追加	教育・保育給付認定、施設等利用給付認定及び副食費補給給付事業に関する事務手続において対象児童の父母及び扶養義務者の住民税課税情報のうち、地方税情報の「給与収入額」「公的年金等収入額」「本人該当区分(同一生計内配偶者、控除対象障害者、控除対象寡婦・ひとり親、控除対象勤労学生、扶養控除対象、16歳未満扶養親族)」をマイナンバー制度において情報連携できるようにしていただきたい。	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第7号、別表第二の116、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第59条の2の2、子ども・子育て支援法第27条第3項第2号、第28条第2項、第29条第3項第2号、第30条第2項、第30条の4、第59条第3項口、子ども・子育て支援法施行令第4条～第6条、第9条～第14条	内閣府、総務省	旭川市、水戸市、富津市、横浜府、川崎市、中野市、刈谷市、吹田市、たつの市、和歌山市、高松市、宮崎県
119	高知市	B 地方に対する規制緩和	11.その他	DV等支援措置において、市区町村が行っている情報伝達の運用に関する統一した指針の策定	「住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付並びに戸籍の附票の写しの交付におけるドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者の保護のための措置」(以下「DV等支援措置」という。)において、市区町村が行っている運用(特に市区町村間の情報伝達の方法)に関して、統一かつ具体的な方法等を定めた指針を策定すること等により明確化すること。	住民基本台帳事務処理要領第5-10-E ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者の保護のための住民基本台帳事務における支援措置に関する事務の適正な執行の徹底について(平成27年9月4日付け総務省自治行政局住民制度課長通知)	総務省	旭川市、中標津町、多賀城市、いわき市、ひたちなか市、東海村、桐生市、練馬区、山梨県、長野県、中野市、掛川市、知多市、田原市、京都市、豊中市、兵庫県、府中町、吉野川市、香川県、宇和島市、久留米市、熊本市、延岡市、鹿児島県
120	京都市 重点32	B 地方に対する規制緩和	11.その他	地方版総合戦略に求める要件等の簡素化など、同戦略の在り方の見直し	地方自治体の限られた人員、資源等を効率的に配分、活用するに当たっては、まち・ひと・しごと創生法に基づく地方版総合戦略に求める要件等(KPIの設定、毎年の外部有識者の評価を含めた進捗管理等)の簡素化など、地方版総合戦略の在り方を地方自治体の実情等を踏まえて見直していただきたい。具体的には、「地方版総合戦略の策定・効果検証のための手引き」p.9～p.12において、基本目標及び各施策ごとにKPIを設定することが求められており、KPIの数が課題になる。加えて、原則としてアウトプットではなく、アウトカムによる指標設定が求められていることから、指標の検討及び毎年の進捗管理に多くの労力を要している。また、同手引p.6において、「現場の声を聴き実行する」枠組と地方版総合戦略の推進組織との有機的な連携、p.19に外部有識者の参画による効果検証が求められており、戦略の推進及び進捗管理にも多くの労力を要している。については、設定するKPI数の減や行政内部における進捗管理を可能とする制度に改正いただきたい。地方版総合戦略には、基本目標とそれに紐づく施策の双方にKPIを設定することを求めているが、そもそも施策自体が基本目標の達成のために取り組むものであり、基本目標または施策の一方にKPIを設定することをもって、計画的に事業を実施するという目的は達成されるものと考えている。	地域再生法(平成17年法律第24号)第5条第4項第1号及び第13条、地方創生推進交付金制度要綱(平成28年4月20日付け府地事第16号、28農振第4号国総政第1号、環境対発第1604201号)第3、第11及び第12、まち・ひと・しごと創生法(平成26年法律第136号)第9条、第10条、第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」(2020改訂版)、地方版総合戦略の策定・効果検証のための手引き(令和元年12月版)	内閣官房、内閣府	柏市、横浜市、川崎市、相模原市、名古屋市、半田市、田原市、京都府、羽曳野市、鳥取県、高松市、高知市、延岡市
121	長野県	B 地方に対する規制緩和	05.教育・文化	広域通信制高等学校の学則変更手続きの簡素化	知事の認可事項となっている広域通信制高等学校の学則変更を、全日制・狭域通信制と同様に、届出事項とすること	学校教育法施行令第23条第1項第11号	文部科学省	山梨県、島根県、長崎県、沖縄県
122	長野県 重点22	B 地方に対する規制緩和	02.農業・農地	荒廃農地に営農型太陽光発電設備を設置する場合の一時転用許可の緩和	荒廃農地に営農型太陽光発電設備を設置する場合、当該事業予定地に荒廃農地でない農地が一部含まれる(荒廃農地に隣接し、荒廃農地の面積を超えないものに限る。)としても、事業予定地全体で10年間の一時転用許可を可能とするよう、「支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備等についての農地転用許可制度上の取扱について」(平成30年5月15日農林水産省農村振興局長通知)を改正すること。	「支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備等についての農地転用許可制度上の取扱について」(平成30年5月15日農林水産省農村振興局長通知)	農林水産省	須賀川市、川崎市、豊田市、京都市、宮崎県

123	長野県、福島県	B 地方に対する規制緩和	02_農業・農地	農作物有害動植物防除実施要綱が技術的助言であることの明確化	植物防疫法第6章に基づいて都道府県が行う有害動植物の防除について、農作物有害動植物防除実施要綱(以下、「要綱」という)が示されているが、当該要綱はあくまでも技術的助言であることから、当該要綱で定められている都道府県防除実施方針の策定や市町村計画の策定等が義務付けられていないことを明確化することを求める。	農作物有害動植物防除実施要綱 農作物有害動植物防除実施要綱の運用について	農林水産省	茨城県、富山県
124	長野県、新潟県	B 地方に対する規制緩和	01_土地利用(農地除く)	地籍調査に関する事業計画の協議に係る様式及び実施に関する計画の届出に係る様式の統一	国土調査法第6条の3第2項に基づき都道府県が定める事業計画の協議に係る様式「国土調査事業事務取扱要領第29別記様式第24別紙(2)事業計画明細書」(以下、「事業計画明細書」という。 )と、国土調査法第6条の4第1項に基づき実施主体が作成する実施に関する計画の届出に係る様式「国土調査事業事務取扱要領第30別記様式第25別紙(1)実施に関する計画」(以下、「実施に関する計画」という。 )の様式を統一することを求める。	国土調査法 国土調査事業事務取扱要領(昭和47年5月1日付け経企土第28号経済企画庁総合開発局長通達)第29及び第30関係様式	国土交通省	茨城県、豊田市、草津市、たつの市、広島市、山口県、徳島県、松山市、長崎県、大分県、宮崎県、沖縄県
125	長野県、岩手県、福島県	B 地方に対する規制緩和	06_環境・衛生	国立公園の公園計画の決定等に係る手続きの簡素化等	国立公園の公園計画については、自然公園法第7条第2項の規定により、都道府県知事の申出により環境大臣が決定することとされているが、一連の手続きが非常に煩雑である。公園計画の決定等に係る一連の手続きについて簡素化(具体的には通知で「都道府県を経由することになっている環境省原案の国の関係地方行政機関への協議」は環境省で直接行うなど)していただきたい。	自然公園法第7条第2項、 「国立公園の指定及び公園計画の決定等について」(平成25年5月17日環自国発第1305175号)	環境省	茨城県、静岡県、大分県、宮崎県、沖縄県
126	北海道	B 地方に対する規制緩和	11_その他	北方領土問題等に関する国又は都道府県への請願における電子署名の取扱いの明確化	当団体では、これまで北方領土問題等に関する取組として、総理大臣等に対して要請書等を提出する請願を行っている。近年、技術的にはインターネットによる署名も可能となっているが、国又は都道府県への請願に際して、インターネットにより収集した署名(以下「電子署名」という。 )の添付の可否や署名者の本人確認など、その取扱いが明確化されていないため、通知等において明確化されたい。	請願法(昭和22年法律第13号)第2条	内閣官房、内閣府	名古屋市長、岡山県、宇和島市、沖縄県
128	和歌山県、滋賀県、京都府、兵庫県、鳥取県、徳島県、関西広域連合  <b>重点12</b>	B 地方に対する規制緩和	03_医療・福祉	都道府県献血推進計画の策定義務付けの廃止	安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律第10条第5項の規定に基づく都道府県献血推進計画策定義務付けの廃止	安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律第10条	厚生労働省	岩手県、宮城県、長野県、高知県、鹿児島県、沖縄県
132	仙台市、札幌市、福島県、さいたま市、横浜市、相模原市、浜松市、名古屋市、京都府、岡山市、広島市、北九州市、福岡市、熊本市  <b>重点10</b>	B 地方に対する規制緩和	03_医療・福祉	被保護者が居所不明となった場合の生活保護の廃止に係る取扱いの明確化	被保護者が居所不明となった場合の生活保護の廃止に係る取扱いを明確化するとともに、公示送達に依るべきこととする場合には、公示送達に関する規定を生活保護関係法令に新たに設けること。なお、生活保護関係法令に公示送達の規定を設けることが困難な(民法の規定に依ることとする)場合等は、その理由・考え方を併せて示すこと。	民法第98条、地方税法第20条の2	厚生労働省	岩手県、宮城県、郡山市、水戸市、ひたちなか市、前橋市、高崎市、千葉市、長野県、佐久市、稲沢市、大阪府、大阪市、広島市、福岡県、久留米市、宮崎市
133	岡山県、中国地方知事会  <b>重点32</b>	B 地方に対する規制緩和	11_その他	地方創生推進交付金実施計画及び地域再生計画に係る事務の見直し	地方創生推進交付金実施計画及び地域再生計画について、①重複事項の省略化②窓口の一本化を求める。	地域再生法(平成17年法律第24号)第5条第13条、地域再生法施行令(平成17年政令第115号)第9条、地域再生基本方針(平成17年4月22日閣議決定)、地方創生推進交付金制度要綱(平成28年4月20日付け府地事第16号内閣府事務次官通知、28農振第45号農林水産事務次官通知、国総政第1号国土交通事務次官通知、環境対発第1604201号環境事務次官通知)	内閣府	宮城県、仙台市、柏市、横浜市、川崎市、相模原市、新潟県、山梨県、長野県、浜松市、名古屋市、半田市、西尾市、田原市、京都府、京都市、城陽市、大阪府、高松市、高知県、高知市、久留米市、糸島市、長崎県、熊本市、大分県、宮崎県、延岡市
134	岡山県、中国地方知事会	B 地方に対する規制緩和	11_その他	地方創生推進交付金実施計画に係るスケジュールの見直し	地方創生推進交付金実施計画について、①事前相談期限から提出までのスケジュールの見直し②交付金採択の内示期間の見直しを求める。	地域再生法第5条及び13条、地域再生法施行令9条、地方創生推進交付金制度要綱(平成28年4月20日付け府地事第16号内閣府事務次官通知、28農振第45号農林水産事務次官通知、国総政第1号国土交通事務次官通知、環境対発第1604201号環境事務次官通知)、令和3年度地方創生推進交付金(先駆タイプ、横展開タイプ、Society5.0タイプ)に係る実施計画等の作成及び提出について(令和2年12月22日 内閣府地方創生推進事務局)	内閣府	宮城県、千葉県、柏市、横浜市、川崎市、相模原市、山梨県、長野県、浜松市、名古屋市、半田市、西尾市、田原市、滋賀県、京都府、京都市、城陽市、兵庫県、高松市、高知県、高知市、福岡県、久留米市、長崎県、熊本市、大分県、宮崎県、延岡市

135	岡山県、中国地方知事会	B 地方に対する規制緩和	02 農業・農地	公共事業等施行状況調査等の簡素化	地方農政局から毎月依頼される公共事業等施行状況調査及び事業執行状況調査の簡素化(調査の廃止、調査事項の削減、調査頻度の軽減等)を求める。	毎年3月に財務省(主計局)から関係各省庁に通知される「公共事業等の事業に係る契約及び支出の状況報告について」上記調査のため、地方農政局が上乗せで行っている事業執行状況調査	財務省、農林水産省	山形県、茨城県、新潟県、富山県、長野県、京都府、大阪府、島根県、長崎県、大分県、宮崎県、延岡市
136	岡山県、中国地方知事会	B 地方に対する規制緩和	02 農業・農地	消費・安全対策交付金のうち特別交付型交付金の要望調査の運用改善	消費・安全対策交付金のうち特別交付型交付金に関する要望調査について、都道府県が事業実施の検討期間を十分確保できるよう、照会から回答までのスケジュールの改善を求める。	消費・安全対策交付金実施要領	農林水産省	愛知県、京都市、島根県、徳島県、大分県、延岡市
137	岡山県、日本創生のための将来世代応援知事同盟、中国地方知事会	B 地方に対する規制緩和	05 教育・文化	文化芸術による子供育成総合事業に係る申請・報告事務の効率化等	「文化芸術による子供育成総合事業実施要綱」において、事業の決定にあたって、都道府県等からの推薦を受けて決定するという方法を取りやめ、学校からの申請により決定することとするを求めるとともに、以下のとおり、当該事業の申請・報告事務の効率化等を求める。 ①学校の申請内容の簡略化、②事務局と被派遣者間での経費の申請・支払事務の完結、③申請・報告のワンストップ化、④同事業内におけるの事務手続きの統一化	文化芸術による子供育成総合事業実施要綱	文部科学省	岩手県、秋田県、福島市、いわき市、栃木県、山梨県、静岡県、滋賀県、京都市、兵庫県、島根県、高松市、高知県、長崎県、長崎市、延岡市
138	中核市市長会	B 地方に対する規制緩和	08 消防・防災・安全	災害救助法に基づく住宅応急修理制度の手続きの見直し	災害救助法に基づく住宅応急修理制度における、水害時の手続き等については、これまでの実績を基に、国で修理費用をある程度パターン化すること等により、修理業者からの見積書の提出を不要とする。	災害救助法第4条第1項第6号、災害救助事務取扱要領、災害救助法に基づく住宅の応急修理に関するQ&A、災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準	内閣府	岩手県、八王子市、川崎市、石川県、長野県、八尾市、岡山県、徳島県、高松市、熊本市、宮崎県
139	大阪府、滋賀県、兵庫県、和歌山県、鳥取県、大阪府、堺市、神戸市、佐世保市、関西広域連合	B 地方に対する規制緩和	03 医療・福祉	管理栄養士養成施設における公衆栄養学臨地実習の弾力的運用	管理栄養士養成施設における公衆栄養学臨地実習の実習施設は、通知※1により「保健所、保健センター又はこれに準ずる施設」(以下「保健所等」という)と規定されており、原則として、養成施設内での実施は認められていない。あわせて、実習に当たっては原則として少数グループにより行うこととされているところである。臨地実習の教育目標※2は「実践活動の場での課題発見、解決を通して、栄養評価・判定に基づく適切なマネジメントを行うために必要とされる専門的知識及び技術の統合を図る。」とされている。実習内容のうち、保健所等以外で実施しても教育目標の達成に支障がないと考えられるもの(保健所職員による保健所業務や地域課題に関する説明、それを受けて学生が行う施策の立案等に係る演習等)について、実習施設を保健所等に限定することなく、学内実習やICTを活用した遠隔実習等での実施を可能とすることを求める。	※1:管理栄養士養成施設における臨地実習及び栄養士養成施設における校外実習について(平成14年4月1日14文科高第27号、健発第0401009号文部科学省高等教育局長、厚生労働省健康局長通知) ※2:管理栄養士学校指定規則の一部を改正する省令の施行について(平成13年9月25日13文科高第405号健発第938号文部科学省高等教育局長、厚生労働省健康局長通知) ※3:新型コロナウイルス感染症の発生に伴う医療関係職種等の各学校、養成所及び養成施設等の対応について(令和2年6月1日文部科学省、厚生労働省事務連絡)	文部科学省、厚生労働省	郡山市、茨城県、千葉市、石川県、長野県、宇和島市、福岡県、熊本市、沖縄県
140	大阪府、滋賀県、京都市、堺市、兵庫県、神戸市、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合 <b>重点36</b>	B 地方に対する規制緩和	08 消防・防災・安全	管理不全空家の所有者特定のための住民基本台帳ネットワークシステムの利用範囲拡大	市町村の空家対策所管部局が管理不全空家の所有者を円滑に特定できるよう、空家等対策の推進に関する特別措置法第12条及び第14条等に基づく措置等に関する事務を住民基本台帳法別表等に追加する。	住民基本台帳法第30条の12第1項第1号、住民基本台帳法別表、住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令第4条、空家等対策の推進に関する特別措置法第10条第3項、第12条及び第14条	総務省、国土交通省	盛岡市、仙台市、いわき市、茨城県、川崎市、相模原市、小田原市、長野県、中野市、西尾市、小牧市、長岡京市、寝屋川市、西宮市、米子市、山陽小野田市、松山市、佐賀市、長崎県、熊本市、大分県、宮崎県
141	大阪府、京都市、堺市、兵庫県、神戸市、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合 <b>重点37</b>	B 地方に対する規制緩和	08 消防・防災・安全	管理不全空家の所有者特定のための戸籍電子情報処理組織の利用範囲拡大	市町村の空家対策所管部局が管理不全空家の所有者を円滑に特定できるよう、空家等対策の推進に関する特別措置法第12条及び第14条等に基づく措置等を行うにあたり戸籍法第118条で規定する電子情報処理組織を利用した本籍地以外での戸籍発行を公用請求においても活用できるようにする。	戸籍法第10条の2第2項、第118条、第120条の2、空家等対策の推進に関する特別措置法第10条第3項、第12条、第14条	法務省、国土交通省	盛岡市、仙台市、いわき市、茨城県、川崎市、相模原市、小田原市、長野県、西尾市、小牧市、長岡京市、八尾市、寝屋川市、西宮市、米子市、山陽小野田市、松山市、佐賀市、長崎県、熊本市、大分県、宮崎県
144	兵庫県 <b>重点26</b>	B 地方に対する規制緩和	10 運輸・交通	地域公共交通分野に係る各協議会等を一元化することを可能とする見直し	地域公共交通分野に関し個別の事務ごとに法令で別の協議会等を設置することは、地方公共団体の総合的な政策決定を損なう恐れがあること及び事務の効率化の観点から、以下を求める。 ①地域公共交通分野に係る各協議会等を活性化協議会に一元化することを可能とすること(地域協議会と地域公共交通会議の権限を、活性化協議会で行うことを可能とする) ②上記にあわせ一元化する活性化協議会の構成員については、市町村が主宰する場合は都道府県を、都道府県が主宰する場合は市町村を入れることとすること	道路運送法施行規則第9条の2、第9条の3、第15条の4 地域協議会の要件に関する告示(平成13年国土交通省告示第1202号) 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第6条	国土交通省	北海道、郡山市、滋賀県、姫路市、明石市、相生市、宝塚市、高砂市、淡路市、たつの市、佐用町、鳥取県、香川県、高知県、宇土市、小林市、沖縄県

147	兵庫県、滋賀県、京都市、大阪府、堺市、神戸市、姫路市、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合	B 地方に対する規制緩和	11_その他	マイナンバーカード交付手続における民間委託可能範囲の拡大	例えば、暗証番号等の入力作業及び交付申請者が保有する住基カード又は個人番号カード再交付申請時における返納された個人番号カードの廃止処理等作業者の意思決定を伴わない機械的な作業については、市町村の適切な管理下で秘匿性の高い情報漏洩を防止する措置(民間事業者に対する研修の実施、市町村職員と同一フロアでの業務、終業時に廃止カード一覧を市町村職員に報告等)を条件に、民間業者への委託を可能とすること。	マイナンバーカード交付円滑化計画の策定について(令和元年9月11日付け閣副第396号、府番第117号、総行情第49号、総行住第83号)、マイナンバーカードの交付事務に係る民間事業者に委託することが可能な業務の範囲について(令和2年12月28日付け総行住第212号)	総務省	札幌市、旭川市、つくば市、東海村、桐生市、千葉市、江戸川区、横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、山梨県、長野県、高山市、浜松市、豊橋市、宝塚市、たつの市、府中町、宇和島市、大牟田市、久留米市、宮崎県、延岡市、沖縄県
148	宝塚市、兵庫県、滋賀県、京都府、和歌山県、徳島県、大阪府、堺市、神戸市、関西広域連合	B 地方に対する規制緩和	03_医療・福祉	介護保険料の還付事務における住所確認等の住民基本台帳ネットワーク利用可能事務への追加	保険料の還付に際して住所変更や被保険者の生存の事実確認ができるよう、住民基本台帳ネットワークの利用可能事務として、保険料の還付事務を住民基本台帳法別表に位置付けること。	介護保険法第139条第2項 住民基本台帳法別表第二、第四	総務省、厚生労働省	旭川市、山形市、ひたちなか市、練馬区、八王子市、三鷹市、川崎市、相模原市、長野県、関市、名古屋市の半田市、小牧市、草津市、寝屋川市、羽曳野市、松山市、宇和島市、佐世保市、大村市、熊本市、荒尾市、宮崎市
153	兵庫県、京都府、京都市、神戸市、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合	B 地方に対する規制緩和	11_その他	公営住宅の明渡し請求に伴う損害賠償金の収納事務を私人に委託できるように求める制度改正	令和2年の地方からの提案等を受け総務省において開催されている「新たな社会経済情勢に即応するための地方財務会計制度に関する研究会」等において、公営住宅の明渡し請求に伴う損害賠償金の収納事務についても国土交通省と連携し検討を行い、当該損害賠償金について私人に委託できるように制度改正を求める。	地方自治法第243条 地方自治法施行令第158条 公営住宅法第29条、第32条 公営住宅法施行令	総務省、国土交通省	ひたちなか市、川崎市、長野県、名古屋市の半田市、防府市、山陽小野田市、高松市、熊本市、大分県
155	兵庫県、神戸市、姫路市、加古川市、三木市、たつの市、神河町、佐用町、滋賀県、京都府、京都市、大阪府、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合 <b>重点32</b>	B 地方に対する規制緩和	11_その他	地方創生推進交付金の交付申請に係る地域再生計画等策定の簡素化	地方版総合戦略を策定している場合は、これを地方創生推進交付金の交付申請に当たった地域再生計画と位置付けること。 もしくは、現行の地域再生計画や交付金実施計画の記載内容を簡素化するとともに、複数の事業がある場合は包括的な計画での認定を可能とすること。	まち・ひと・しごと創生法第9条、10条、地域再生法第5条第13条、地方創生推進交付金制度要綱第2～第5、地域再生計画認定申請マニュアル	内閣府	北海道、宮城県、仙台市、柏市、横浜市、川崎市、相模原市、山梨県、長野県、高山市、名古屋市の半田市、豊田市、西尾市、田原市、羽曳野市、宝塚市、高松市、高知県、久留米市、糸島市、長崎県、熊本市、宇土市、大分県、延岡市、全国町村会
156	兵庫県、神戸市、姫路市、加古川市、三木市、たつの市、神河町、佐用町、滋賀県、京都府、京都市、大阪府、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合 <b>重点32</b>	B 地方に対する規制緩和	11_その他	地方創生拠点整備交付金の交付申請に係る地域再生計画等策定の簡素化	地方版総合戦略を策定している場合は、これを地方創生拠点整備交付金の交付申請に当たった地域再生計画と位置付けること。 もしくは、現行の地域再生計画や交付金施設整備計画の記載内容を簡素化するとともに、複数の事業がある場合は包括的な計画での認定を可能とすること。	まち・ひと・しごと創生法第9条、10条、地域再生法第5条第13条、地方創生拠点整備交付金制度要綱第2～第5、地域再生計画認定申請マニュアル	内閣府	北海道、宮城県、仙台市、柏市、川崎市、相模原市、山梨県、長野県、浜松市、名古屋市の半田市、豊田市、西尾市、田原市、羽曳野市、高松市、久留米市、長崎県、大分県、延岡市、全国町村会
157	兵庫県、滋賀県、京都府、京都市、姫路市、西脇市、三木市、高砂市、加西市、宍粟市、たつの市、神河町、和歌山県、鳥取県、徳島県 <b>重点13</b>	B 地方に対する規制緩和	03_医療・福祉	都道府県障害(児)福祉計画及び市町村障害(児)福祉計画の計画期間の見直し	地域住民の意識醸成や地域におけるソフト・ハード両面での対応に係る地方公共団体の裁量を高めることができるよう、都道府県・市町村障害福祉計画及び障害児福祉計画の計画期間を、上位計画である「障害者基本計画」において当県及び県内市町の多くが設定している現行の2倍である6年に延長すること。	児童福祉法第33条の20第1項、第33条の22第1項、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第88条第1項、第89条第1項、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針(平成18年厚生労働省告示第395号)	厚生労働省	北海道、仙台市、千葉市、小平市、神奈川県、長野県、三島市、豊田市、西尾市、稲沢市、寝屋川市、広島市、宇和島市、大牟田市、五島市、宮崎県、全国町村会
158	兵庫県、姫路市、西宮市、三木市、三田市、宍粟市、たつの市、神河町、滋賀県、京都府、鳥取県、徳島県、堺市 <b>重点4</b>	B 地方に対する規制緩和	03_医療・福祉	市町村子ども・子育て支援事業計画において定める「量の見込み」の算出方法の見直し	市町村子ども・子育て支援事業計画において定めることとされている「量の見込み」の算出にあたって、現在手引き等において示されている利用希望把握調査(アンケート調査)に基づく算出方法は、分析に要する労力とコストが大きいことに加え、算出結果と実態が乖離する事例が発生することもあることから、利用希望把握調査ではなくヒアリングや実績値等に基づき「量の見込み」の算出方法も可能であることを明記するなど、柔軟な算出方法を可能とすること。	子ども・子育て支援法第61条 子ども・子育て支援法に基づく基本指針(平成26年内閣府告示第159号) 「市町村子ども・子育て支援事業計画における『量の見込み』の算出等のための手引き」(平成26年1月20日内閣府通知) 「第2期市町村子ども・子育て支援事業計画等における『量の見込み』の算出等の考え方」(平成31年4月23日内閣府通知)	内閣府、文部科学省、厚生労働省	小樽市、いわき市、高崎市、千葉市、川崎市、豊橋市、豊田市、和歌山市、広島市、高知県、福岡県、佐世保市、宮崎県、全国町村会
161	徳島県、愛媛県、高知県 <b>重点32</b>	B 地方に対する規制緩和	11_その他	地域再生計画認定手続きの見直し	地方創生推進交付金の交付申請の前提となる地域再生計画の策定について、推進交付金実施計画の提出時期と時期とずらすなど、負担の緩和を図ること。	地域再生法5条、地方創生推進交付金制度要綱(平成28年4月20日付け府地事第16号内閣府事務次官通知、28農振第45号農林水産事務次官通知、国総政第1号国土交通事務次官通知、環境対発第1604201号環境事務次官通知)、令和3年度地方創生推進交付金(先駆タイプ、横展開タイプ、Society5.0タイプ)に係る実施計画等の作成及び提出について(令和2年12月22日 内閣府地方創生推進事務局)	内閣府	宮城県、柏市、横浜市、川崎市、山梨県、長野県、浜松市、名古屋市の半田市、西尾市、田原市、京都府、京都市、城陽市、兵庫県、鳥取県、鳴門市、美馬市、上板町、つるぎ町、高松市、長崎県、熊本市、宮崎県、延岡市

163	埼玉県 重点17	B 地方に対する規制緩和	06_環境・衛生	指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画における第二種特定鳥獣管理計画との統合等	指定管理鳥獣捕獲等事業交付金の採択要件とされている「指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画」について、「第二種特定鳥獣管理計画」と統合するなど、規定を見直すこと。	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第7条の2、第14条の2 指定管理鳥獣捕獲等事業交付金実施要綱、 鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針	環境省	秋田県、茨城県、京都府、高知県
164	埼玉県 重点17	B 地方に対する規制緩和	06_環境・衛生	第二種特定鳥獣管理計画の意見聴取手続きに関する規定の見直し	鳥獣保護管理法において、「第二種特定鳥獣管理計画」の策定に当たって、環境審議会の代わりに鳥獣管理の有識者からの意見聴取を可能とすること。	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第7条の2第3号 鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針	環境省	秋田県、茨城県、栃木県、静岡県、京都府、大阪府、高知県
165	埼玉県 重点31	B 地方に対する規制緩和	09_土木・建築	住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅に係る地方公共団体独自の基準等を都道府県住生活基本計画で規定するための見直し	地方公共団体が住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅(登録住宅)に係る国の登録基準の緩和及び住宅確保要配慮者の範囲を独自に拡大するためには、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則第3条及び第15条に基づき、賃貸住宅供給促進計画において定めることされている。 地方公共団体が賃貸住宅供給促進計画を策定しない場合であっても、住生活基本計画において住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅に係る国の登録基準の緩和等を規定することができるよう措置を求める。	住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第2条、第5条 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則第3条、第15条 住生活基本法第17条	国土交通省	川崎市、長野県、寝屋川市、沖縄県
166	埼玉県、福島県、富山県、長野県、岐阜県、松山市	B 地方に対する規制緩和	03_医療・福祉	保健師助産師看護師法等に基づく業務従事者届に係る届出のオンライン化	保健師助産師看護師法、歯科衛生士法、歯科技工士法に基づく業務従事者届を全国一律でオンライン化し、都道府県における「業務従事者届」の配布・回収・内容確認に係る作業を軽減すること。 また、衛生行政報告例にあわせた集計作業を廃止すること。	保健師助産師看護師法第33条及び同法施行規則第33条、歯科衛生士法第6条及び同法施行規則第9条、歯科技工士法第6条及び同法施行規則第5条 など	厚生労働省	岩手県、宮城県、茨城県、前橋市、千葉県、横須賀市、茅ヶ崎市、山梨県、愛知県、京都府、兵庫県、岡山県、倉敷市、高松市、高知県、福岡県、宮崎県、鹿児島県
167	埼玉県	B 地方に対する規制緩和	06_環境・衛生	調理師法に基づく調理師業務従事者届制度の義務付けの廃止又は事務負担の軽減	調理師法に基づく調理師業務従事者届制度について、調理師及び行政機関の負担軽減の観点から各地方自治体の活用状況に応じて実施・不実施を各地方自治体が選択できるよう制度を見直すこと。 上記見直しが困難な場合は、届出から衛生行政報告例への集計・報告までの一連の手続きのオンライン化や、届出事項の簡素化、スケジュールの見直しなど、手続きの抜本的な見直しを講じ、事務負担の軽減策を講じること。	調理師法第5条の2、調理師法施行規則第4条の2 衛生行政報告例記入要領及び審査要領 令和2年度衛生行政報告例の実施について(依頼)(令和2年2月21日付け政統発0221第4号・各都道府県知事・各指定都市市長・各中核市市長あて厚生労働省政策統括官(統計・情報政策、政策評価担当)通知)	厚生労働省	石川県、山梨県、長野県、豊田市、福岡県、長崎県、沖縄県
168	埼玉県、さいたま市、川越市、川口市、越谷市、静岡県、高知県 重点3	B 地方に対する規制緩和	03_医療・福祉	小児慢性特定疾病指定医の指定申請先の一元化	小児慢性特定疾病指定医の指定等の申請先を一元化し、「難病の患者に対する医療等に関する法律」で定める指定医と同様に、指定医の申請は主として診断を行う医療機関のある都道府県等のみ行うよう見直すこと。	児童福祉法第19条の3、59条の4 児童福祉法施行規則第7条の11、第7条の17 小児慢性特定疾病指定医の指定について(平成26年12月11日付雇児母発1211第2号)	厚生労働省	札幌市、茨城県、柏市、相模原市、長野県、豊田市、岡山県、倉敷市、長崎県、沖縄県
170	埼玉県、熊本県	B 地方に対する規制緩和	06_環境・衛生	ダイオキシン類対策特別措置法に基づく常時監視の測定局地点数の算定方法の見直し	「ダイオキシン類特別措置法第26条の規定に基づく大気中のダイオキシン類による汚染の状況の常時監視に関する事務の処理基準について」に定められた望ましい測定局地点数の水準について、「環境濃度レベルに対応した測定地点数」に関する係数に関して、都道府県の裁量により、地点数を見直すことができるようにすること。	ダイオキシン類対策特別措置法第26条、法第26条の規定に基づく大気中のダイオキシン類による汚染状況の常時監視に関する事務の処理基準について	環境省	青森県、千葉県、川崎市、長野県、豊田市、滋賀県、京都市、寝屋川市、徳島県、大分県、宮崎県、沖縄県
171	埼玉県、川越市	B 地方に対する規制緩和	06_環境・衛生	大気汚染防止法に基づく常時監視の測定局地点数の算定方法の見直し	「大気汚染防止法第22条の規定に基づく常時監視に関する事務の処理の基準について」に定められた望ましい測定局地点数の水準について、「環境濃度レベルに対応した測定地点数」に関する係数に関して、都道府県の裁量により、局地点数を見直すことができるようにすること。	大気汚染防止法第22条、 法第22条の規定に基づく大気中の汚染の状況の常時監視に関する事務の処理基準について	環境省	札幌市、青森県、川崎市、豊橋市、豊田市、滋賀県、徳島県、大分県、沖縄県



172	豊田市	B 地方に対する規制緩和	11_その他	地方自治法の改正による財産区の廃置分合・区域変更に係る要件の緩和	地方自治法第294条において、財産区が成立するのは、従前から財産等を有する場合又は市町村等の廃置分合若しくは区域変更の場合と定められているものを、廃置分合・区域変更に限る部分を改正し、既存の財産区が合併できるようにする。	地方自治法第294条	総務省	長野県
174	豊田市 重点37	B 地方に対する規制緩和	11_その他	住民基本台帳法の改正による住民基本ネットワークシステム上で閲覧可能な項目の追加	住民基本台帳法第30条の6に定める、住民基本台帳ネットワークシステム上で閲覧可能な項目に「戸籍の情報」を追加する。	住民基本台帳法第30条の6	総務省、法務省	郡山市、前橋市、八王子市、川崎市、山梨県、長野県、御殿場市、豊橋市、津市、京都市、枚方市、八尾市、山陽小野田市、高知県、中津市、宮崎市
175	三宅町、浜松市	B 地方に対する規制緩和	11_その他	地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)における物品による寄附の手続きの明確化	地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)における物品による寄附について、寄附価額の算定方法、及び寄附物品の取り扱い方法等手続きを明確化すること。	地域再生法(平成17年法律第24号)第13条の2、地域再生法施行規則(平成17年内閣府令第53号)第14条、別記様式第3、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関するQ&A(第9版)〈事業実施・実施状況報告編〉(2020年12月28日)、国税通則法(昭和37年法律第66号)第16条、法人税法(昭和40年法律第34号)第74条	内閣官房、内閣府、財務省	仙台市、横浜市、山梨県、長野県、名古屋市、半田市、西尾市、京都府、兵庫県、奈良県、香芝市、高松市、高知県、熊本市、大分県、宮崎市、延岡市
176	広島県、中国地方知事会、宮城県、広島市	B 地方に対する規制緩和	03_医療・福祉	保健師等の業務従事状況に係る届出の見直し	保健師等の業務従事状況に係る届出について、 ①本人からではなく就業先からの届出を可能とすること ②電子での届出も可能とすること。	保健師助産師看護師法第33条、保健師助産師看護師法施行規則第3号様式	厚生労働省	岩手県、茨城県、前橋市、茅ヶ崎市、山梨県、長野県、松山市、高知県、福岡県、熊本市、宮崎県、鹿児島県
177	広島県、宮城県、広島市、愛媛県	B 地方に対する規制緩和	06_環境・衛生	土地の掘削等を行う場合の届出の添付書類の削減	土地の形質変更に係る事前届出の添付書類のうち、同意書については特定有害物質による汚染の状況に関する調査を命令する場合のみ提出させることとする。	土壌汚染対策法第4条第1項、土壌汚染対策法施行規則第23条	環境省	山形市、長野県、豊橋市、豊田市、大阪府、宇和島市、大分県、宮崎県
178	広島県、宮城県、広島市、中国地方知事会	B 地方に対する規制緩和	08_消防・防災・安全	バルクローリーに係る許可等の一本化	バルクローリー(LPガスの運搬車)の許可等について、液石法上の許可を受けた場合には、高圧法上の許可を不要とすること ※液石法:液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律 ※高圧法:高圧ガス保安法	高圧ガス保安法第5条第1項第1号、第8条、第14条、第20条 液化石油ガス保安規則第9条 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第37条の4、第37条の5 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第64条、第72条	経済産業省	相模原市、富山県、石川県、長野県、名古屋市、大阪府、茨木市、徳島県、福岡県、熊本市、宮崎県、沖縄県
179	広島県、宮城県	B 地方に対する規制緩和	06_環境・衛生	下水道事業計画の協議及び下水道に関する都市計画事業の認可に係る提出資料の簡素化	下水道法に基づく下水道事業計画の協議及び都市計画法に基づく下水道に関する都市計画事業の認可に係る資料について、電子媒体による提出を可能とすることを求める。また、資料を紙媒体で提出する場合にも、共通する資料は一方の手続における提出をもって足りることとし、再度の提出を不要とすることを求める。	都市計画法、下水道法	国土交通省	仙台市、茨城県、ひたちなか市、千葉市、川崎市、横須賀市、富山市、名古屋市、田原市、京都市、鳥取県、徳島県、大牟田市、熊本市
180	広島県、宮城県、三重県、広島市、中国地方知事会	B 地方に対する規制緩和	11_その他	地方公共団体の取り組みを阻害しない形での旅券発給業務の電子申請の導入	旅券事務について、現在、電子申請の導入に向けた検討が進められているが、各県では、分権改革の進展を機に、「身近な窓口を」「どこでも」利用できるようにするため、住民に身近な市町村窓口で申請・交付ができる等の権限移譲を進めてきたところであり、そのシステム整備にあたっては、こうしたこれまでの地方独自の住民利便性向上のための取組成果が電子申請でも利用できるようにするなど、地方の取組が後退しないシステム設計とすること。	旅券法第3条、第8条第1項及び第2項、第17条第1項から第3項、第20条第2項、第21条の3、デジタルガバメント実行計画(令和2年12月25日閣議決定)	内閣府、外務省	旭川市、千葉県、静岡県、田原市、大阪府、大分県、宮崎県

182	広島市	B 地方に対する規制緩和	05_教育・文化	公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分における報告時期の見直し	国庫補助を受けて整備した学校施設の財産処分に関し、包括承認事項に該当する場合の文部科学省への報告について、提出期限を財産処分予定時期の2か月前としている取扱いを見直すことを求める。	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条 公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分の承認等について(令和2年12月9日付け2文科施第281号)  財産処分手続ハンドブック(平成31年3月)Q8	文部科学省	札幌市、宮城県、郡山市、前橋市、川崎市、相模原市、富山県、豊田市、京都市、鳥取県、島根県、福岡県、熊本市、宮崎県、延岡市
183	広島市	B 地方に対する規制緩和	01_土地利用(農地除く)	離島活性化交付金の弾力的運用	離島活性化交付金を活用し整備する災害時電力供給システムについて、当該交付金の目的(緊急時における利用)を妨げない範囲において、目的外使用(平時における利用)が可能となるよう、当該交付金で整備した施設の使用範囲の拡大を求める。	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条、 離島活性化交付金事業実施要綱第	国土交通省	北海道、福岡県、長崎市
184	広島市	B 地方に対する規制緩和	06_環境・衛生	農林水産業を営む者が行う野外焼却に関する廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び同法施行令並びに関連通知の解釈の明確化	農業に伴う野外焼却が、廃棄物の処理及び清掃に関する法律では焼却禁止の例外とされている一方で、厚生省からの通知においては「処理基準を順守しない焼却として行政指導等を行うことは可能」としていることについて、「農業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却を、指導の対象とするか否かについて、例えば、地域において軽微な焼却に係るルール作りが行われていることをもって、各地方公共団体が判断することができる」旨の見解を、通知等で明確にするよう求める。	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第16条の2、同法施行令第14条、平成12年9月28日付厚生省環境整備課長通知第12	環境省	千葉市、川崎市、魚沼市、豊橋市、小牧市、田原市、京都市、寝屋川市、防府市、宇和島市、熊本市
185	広島市、広島県	B 地方に対する規制緩和	02_農業・農地	認定農業者等が農業経営基盤強化促進法に基づく利用権により使用している農地の所有権移転に係る許可要件の緩和等	認定農業者等の担い手が農業経営基盤促進法に基づく利用権に基づき営農している農地が売買される場合において、当該担い手が当該農地につき所有権移転後も利用権の設定を受け、営農を継続することが確実なときには、購入予定者が農地法第3条第2項第1号で定める全部耕作要件に該当しない場合でも所有権移転が認められるよう、制度改正を求める。 具体的には、上記のようなケースを農地法施行令第2条の不許可の例外事例として加えることや、農地法第3条の許可不要事例として加えることを求める。	農地法第3条 、農地法施行令第2条、農業経営基盤強化促進法第18条	農林水産省	豊田市
186	さいたま市、川越市、野々市市、指定都市市長会	B 地方に対する規制緩和	03_医療・福祉	要介護・要支援認定有効期間の新規申請及び区分変更申請における期間の見直し	高齢者人口の増加に伴う要介護認定申請件数の増加に対応するため、要介護・要支援認定有効期間について、新規申請及び区分変更申請における期間を原則12か月とするともに、上限を24か月に延長することを求める。	介護保険法第27条4項、同法32条3項、介護保険法施行規則第38条、同規則52条 平成29年12月20日付厚生労働省老健局老人保健課長事務連絡	厚生労働省	陸前高田市、山形市、前橋市、朝霞市、八王子市、三鷹市、横浜市、高山市、関市、寝屋川市、羽曳野市、生駒市、広島市、府中町、松山市、宇和島市、大村市、荒尾市、宮崎市、枕崎市、南さつま市、南九州市
187	さいたま市	B 地方に対する規制緩和	03_医療・福祉	介護認定審査会を簡素化して実施する場合における通知の省略	介護認定審査会を簡素化して実施する場合に、事前に審査会から包括的同意を得ることにより、審査会への通知を省略できるよう制度改正を行うこと。	介護保険法第27条4項、同法32条3項、介護保険法施行規則第38条、同規則52条 平成21年老発0930第6号厚生労働省老健局長通知(別添5) 平成30年2月14日付厚生労働省老健局老人保健課長事務連絡(A1、A5)	厚生労働省	山形市、ひたちなか市、前橋市、江戸川区、八王子市、三鷹市、横浜市、相模原市、関市、寝屋川市、広島市、府中町、下関市、久留米市、宮崎市、枕崎市、南さつま市、南九州市
188	指定都市市長会	B 地方に対する規制緩和	11_その他	市町区町村長による住宅用家屋証明発行事務の廃止	登録免許税の軽減等を受けるために必要となる市区町村長の住宅用家屋証明発行事務を廃止すること。	租税特別措置法施行令第41条、第42条、第55条 租税特別措置法施行規則第25条、第25条の2、第26条、第26条の2、第26条の3、第27条、住宅用家屋の所有権の保存登記等の登録免許税の税率の軽減措置に係る市町村長の証明事務の実施について(昭和59年5月22日付け国土交通省住宅局長通知建設省住民発32号)	法務省、国土交通省	旭川市、水戸市、高崎市、千葉市、船橋市、文京区、八王子市、藤沢市、長野県、豊橋市、半田市、豊田市、岸和田市、山陽小野田市、高松市
189	指定都市市長会、福島県、平塚市	B 地方に対する規制緩和	03_医療・福祉	生活保護法第29条に基づく生活保護の決定及び実施に係る調査費用の負担者についての明確化	生活保護法第29条にもとづく調査にかかる費用の負担先について明確化すること	生活保護法第29条、「金融機関本店等に対する一括照会の実施について」(平成24年9月14日社援保発0914第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知)、「生命保険会社に対する調査の実施について」(平成27年2月13日社援保発0213第2号厚生労働省社会・援護局保護課長通知)、「金融機関本店等に対する一括照会の実施について」(平成24年9月14日付厚生労働省社会・援護局保護課保護係長事務連絡)	厚生労働省	北海道、札幌市、岩手県、宮城県、郡山市、水戸市、ひたちなか市、前橋市、高崎市、千葉県、八王子市、神奈川県、長野県、佐久市、豊橋市、稲沢市、八尾市、広島市、大分県、宮崎市

190	指定都市市長会、川越市、野々市市、さいたま市 <b>重点5</b>	B 地方に対する規制緩和	03_医療・福祉	要介護・要支援認定有効期間の新規申請及び区分変更申請における期間の見直し	高齢者人口の増加に伴う要介護認定申請件数の増加に対応するため、要介護・要支援認定有効期間について、新規申請及び区分変更申請における期間を原則12か月とするとともに、上限を24か月に延長することを求める。	介護保険法第27条4項、同法32条3項、介護保険法施行規則第38条、同規則52条、平成29年12月20日付厚生労働省老健局老人保健課長事務連絡	厚生労働省	陸前高田市、山形市、前橋市、朝霞市、八王子市、三鷹市、高山市、寝屋川市、羽曳野市、広島市、府中町、松山市、宇和島市、久留米市、大村市、荒尾市、宮崎市、枕崎市、南さつま市、南九州市
191	指定都市市長会	B 地方に対する規制緩和	03_医療・福祉	保育所等利用待機児童数調査(10月1日現在)の廃止	待機児童対策の効率化のため、毎年4月1日時点及び10月1日時点の2回実施されている保育所等利用待機児童数調査のうち、10月1日時点の調査(以下「10月集計」という。)の廃止を求める。	保育所等利用待機児童数調査について(令和2年3月16日付け厚生労働省子ども家庭局保育課長通知)、令和2年度10月1日現在の『保育所等利用待機児童数調査』について(令和2年10月22日付け事務連絡)	厚生労働省	旭川市、宮城県、須賀川市、前橋市、川口市、富津市、中野市、吹田市、兵庫県、和歌山市、高松市、宮城県
192	指定都市市長会	B 地方に対する規制緩和	05_教育・文化	子育てのための施設等利用給付の代理受領における施設等から保護者に対する特定子ども・子育て支援提供証明書の交付の廃止	特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準第57条を改正し、子育てのための施設等利用給付の代理受領における施設等から保護者に対する特定子ども・子育て支援提供証明書の交付を廃止する。また、適切な事務の執行に資するため、自治体向けFAQに当該改正内容を追加する。	子ども・子育て支援法第30条の11 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準第56条、第57条	内閣府	千葉市、広島市、高松市
193	指定都市市長会	B 地方に対する規制緩和	05_教育・文化	公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分における報告時期の見直し	国庫補助を受けて整備した学校施設の財産処分に関し、包括承認事項に該当する場合の文部科学省への報告について、提出期限を財産処分予定時期の2か月前としている取扱いを見直すことを求める。	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条 公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分の承認等について(令和2年12月9日付け2文科施第281号)  財産処分手続ハンドブック(平成31年3月)Q8	文部科学省	札幌市、宮城県、郡山市、前橋市、富山県、豊田市、鳥取県、島根県、福岡県、宮城県、延岡市
194	高知県、福島県、新潟県、徳島県、香川県、愛媛県 <b>重点36</b>	B 地方に対する規制緩和	01_土地利用(農地除く)	住民基本台帳法別表への国土調査法に関する事務事項の追加	住民基本台帳法別表に国土調査法に関する事務を追加することにより、土地の所有者その他の利害関係人等の現住所の特定を行うため、住基ネットを活用できるように求める。	住民基本台帳法第30条の10、第30条の11、第30条の12、第30条の15、住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令第2条、第3条、第4条、第5条	総務省、国土交通省	盛岡市、宮城県、高崎市、平塚市、長野県、中野市、佐久市、豊田市、草津市、京都府、長岡京市、大阪府、寝屋川市、兵庫県、奈良県、広島市、山口県、松山市、今治市、宇和島市、長崎県、熊本市、大分県、宮城県、沖縄県
196	高知県、徳島県、愛媛県	B 地方に対する規制緩和	11_その他	都道府県漁業調整規則の認可制度の簡素化	都道府県漁業調整規則の変更の内、法制執務に係ること等については、同規則の認可の際、都道府県の裁量を広く認めること(国の規則例が技術的助言であることの明確化を含む)を求める。	漁業法第119条、水産資源保護法第4条、都道府県漁業調整規則の案の送付について(令和2年1月22日付け水産庁資源管理部管理調整課長通知)	農林水産省	茨城県、兵庫県、島根県、山口県
197	高知県、新潟県、浜松市、徳島県、香川県、愛媛県	B 地方に対する規制緩和	11_その他	地方創生推進交付金の交付申請の円滑化に向けた見直し	地方創生推進交付金の内示を早期に行うなど、交付申請の円滑化のために申請に係る情報共有の在り方等を見直すように求める。	地方創生推進交付金交付要綱	内閣府	仙台市、茨城県、千葉県、柏市、横浜市、川崎市、相模原市、長野県、名古屋市、半田市、西尾市、京都府、京都市、城陽市、兵庫県、鳥取県、高松市、高知市、福岡県、久留米市、長崎県、熊本市、宇土市、大分県、宮城県、宮崎市、延岡市
198	八王子市 <b>重点13</b>	B 地方に対する規制緩和	03_医療・福祉	市町村障害(児)福祉計画の計画期間の見直し	関係法令等により策定が義務付けられている、市町村障害(児)福祉計画について、計画期間の延長を求める。	児童福祉法第33条の20第1項、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第88条第1項、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針(平成18年厚生労働省告示第395号)	厚生労働省	北海道、前橋市、千葉市、小平市、神奈川県、長野県、三島市、豊田市、西尾市、稲沢市、草津市、寝屋川市、広島市、宇和島市、五島市、宮崎市

199	八王子市	B 地方に対する規制緩和	01.土地利用(農地除く)	市街化調整区域における建築物の用途変更に係る都市計画法上の許可不要要件の見直し	市街化調整区域のうち開発許可を受けた開発区域以外の区域内における建築物の用途変更について、床面積の合計が10㎡以内の場合は、都市計画法第43条第1項の許可を受ける必要がないこととされているが、その許可が不要な規模について、現在の10㎡から、100㎡または200㎡への見直しを求める。	都市計画法第43条、都市計画法施行令第35条、第36条、開発許可制度運用指針	国土交通省	平塚市、豊田市、兵庫県、今治市
200	八王子市、福島県、さいたま市、横浜市 <b>重点25</b>	B 地方に対する規制緩和	09.土木・建築	新型コロナウイルス感染症対応のために設置された応急仮設建築物の存続期間の延長	建築基準法第85条第1項及び第2項の応急仮設建築物については、その建築工事を完了した後3ヶ月間存続させることが可能であるが、特定行政庁が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるときに限り、許可により2年以内の期間を限って存続期間の延長が可能になっている。 新型コロナウイルス感染症への対応のために設置される臨時的医療施設などについて、安全性等の観点から支障がないと認められる場合は、東日本大震災や特定非常災害の例も踏まえつつ、特定行政庁が2年3ヶ月を超える存続期間を柔軟に許可できるように制度の見直しを求める。	建築基準法第85条、第87条の3、新型インフルエンザ等対策特別措置法第31条の2	内閣官房、厚生労働省、国土交通省	青森県、相模原市、長野県、亀山市、兵庫県、神戸市、徳島県、宮崎県、鹿児島市
202	八王子市、福井市	B 地方に対する規制緩和	03.医療・福祉	児童手当制度における住所を変更した日の基準を転出予定日から住所異動の確定日へ見直し	現在、児童手当制度において「住所を変更した日」は、転出予定日を基準としているが、これを住所異動の確定日(転入をした日)に改める。 (具体的には、児童手当法第8条第3項における「住所を変更した日」は、原則として住所異動の確定日を基準とし、転出予定後、長期間転入処理が行われない場合のみ、調査の上、職権で転出予定日より受給資格を消滅する形にされたい。)	児童手当法第7条第3項、第8条3項 児童手当関係法令上の疑義に対する回答について(昭和47年2月18日付児手第20号厚生労働省課長通知)	内閣府	小樽市、須賀川市、ひたちなか市、豊橋市、茨木市、宇和島市、高知県、大村市、熊本市
203	愛媛県、松山市、宇和島市、八幡浜市、新居浜市、西条市、大洲市、四国中央市、西予市、東温市、上島町、久万高原町、砥部町、内子町、伊方町、松野町	B 地方に対する規制緩和	06.環境・衛生	土地の形質変更に係る事前届出の添付書類の見直し	土壌汚染対策法第4条に基づく届出に係る同意について、土地改良事業の実施に係る同意書で代替可能とする。	土壌汚染対策法第4条第1項、土壌汚染対策法施行規則第23条第2項	農林水産省、環境省	山形市、茨城県、川崎市、長野県、豊橋市、豊田市、滋賀県、寝屋川市、鳥取県、徳島県、久留米市、熊本市、大分県、宮崎県、沖縄県
204	愛媛県、今治市、新居浜市、西条市、大洲市、西予市、上島町、久万高原町、内子町、鬼北町、愛南町 <b>重点33</b>	B 地方に対する規制緩和	11.その他	地方版消費者基本計画の位置付けの明確化及び地方版消費者基本計画と都道府県消費者教育推進計画等を統合して策定できることの明確化等	地方版消費者基本計画の位置付けの明確化。 加えて、地方版消費者基本計画と都道府県消費者教育推進計画等を統合して策定できることを明確化し、かつ、消費者基本計画と消費者教育の推進に関する基本的な方針の計画期間を一致させることで、地方において計画を統合して作成しやすくすること。	消費者基本法第9条、消費者教育の推進に関する法律第9条、第10条、地方消費者行政強化作戦2020(政策目標7)	消費者庁	秋田県、奈良県、松山市、福岡県、宮崎県
208	岩手県、青森県、宮城県、宮古市、久慈市、西和賀町、田野畑村、一戸町	B 地方に対する規制緩和	03.医療・福祉	介護保険法に基づく地域支援事業交付金の変更交付申請受付時期の見直し	介護保険法に基づく地域支援事業交付金の変更交付の内示の時期を早めるか、変更交付申請書の提出期限を見直すこと。 なお、提出期限の遅くとも2週間前には変更交付の内示をいただくことが可能となるスケジュールが望ましいこと。	地域支援事業交付金交付要綱	厚生労働省	仙台市、郡山市、茨城県、ひたちなか市、八王子市、川崎市、海老名市、山梨県、長野県、寝屋川市、広島市、府中町、徳島県、香川県、高知県、福岡県、大村市、大分県、宮崎県
212	那須塩原市、栃木県、佐野市、さくら市、那須烏山市、高根沢町 <b>重点29</b>	B 地方に対する規制緩和	01.土地利用(農地除く)	地籍調査における既存公園と現地の乖離に係る修正方針の統一・明確化	市町村等の地籍調査の実施に当たっては、その成果が登記所に送付された際に、登記官の修正指示を最小限とし地籍図等としての備付けを行うこととなるよう、既存公園と現地の乖離に係る修正方針を統一・明確化することを求める。	国土調査法による不動産登記に関する政令 国土調査法	法務省、国土交通省	盛岡市、小山市、大田原市、下野市、上三川町、壬生町、那須町、渋谷区、三浦市、福井市、中野市、半田市、豊田市、草津市、京都府、たつの市、奈良県、広島市、宇和島市、宮崎県
213	那須塩原市、さくら市、高根沢町 <b>重点28</b>	B 地方に対する規制緩和	02.農業・農地	市町村が行う土地改良法に基づく災害復旧工事に係る議会の議決手続の見直し	土地改良法第96条の4の準用規定により、市町村が土地改良法に基づく災害復旧工事を行う場合には、国や都道府県と異なり、応急工事計画に関し当該市町村の議会の議決を経ることが必要とされている。迅速な災害復旧工事の実施のため、市町村が行う災害復旧工事についても、国や都道府県と同様とすることを求める。	土地改良法第96条の4、第87条の5	農林水産省	那須烏山市、芳賀町、壬生町、那須町、下呂市、相模原市、新潟県、浜松市、熊本市、延岡市、鹿児島市

216	苫小牧市 <b>重点14</b>	B 地方に対する規制緩和	03_医療・福祉	介護保険法第117条に基づく市町村介護保険事業計画の見直し	介護保険法に基づく市町村介護保険事業計画について、3年を一期として定めることとされているところを、6年を一期として定めることとし、介護給付等対象サービスを提供する体制の確保、日常生活支援・介護予防・重度化防止等及び介護給付等費用適正化に関する取組、その他市町村が実施する施策等に関することは6年ごとに定め、介護給付等対象サービス及び地域支援事業の見込量の算定並びに介護保険料の設定は、介護報酬改定にあわせ3年ごとに市町村介護保険事業計画の見直しとして行うこと。	介護保険法第117条	厚生労働省	陸前高田市、郡山市、神奈川県、府中町、香川県、宇和島市、久留米市
217	鳥取県、中国地方知事会、滋賀県、京都府、兵庫県、徳島県、大阪市、堺市 <b>重点7</b>	B 地方に対する規制緩和	03_医療・福祉	管理栄養士による居宅療養管理指導の普及に向けた基準の見直し	在宅の要介護者に対して、適切な栄養管理を行い、自立支援・重度化防止を推進するため、「薬局に勤務する管理栄養士」についても居宅療養管理指導の実施を可能とすること。	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年3月31日付厚生労働省令第37号)第85条第1項第2号	厚生労働省	北海道、茨城県、横浜市、山梨県、長野県、寝屋川市、岡山県、府中町、宮崎県、鹿児島県
218	鳥取県、滋賀県、兵庫県、和歌山県、関西広域連合 <b>重点27</b>	B 地方に対する規制緩和	07_産業振興	農村地域産業等導入基本計画の抜本的な見直し	実質的に都道府県に策定が義務付けられている農村地域産業等導入基本計画(以下「基本計画」という)を廃止した上で、基本計画によらない国・都道府県・市町村間の調整方法の導入を求める。	農村地域への産業の導入の促進等に関する法律第4条	農林水産省	千葉県、長野県、岡山県、福岡県
219	鳥取県、京都府、堺市、兵庫県、和歌山県、徳島県 <b>重点15</b>	B 地方に対する規制緩和	06_環境・衛生	環境分野における各種計画策定の統廃合	気候変動適応法、地球温暖化対策の推進に関する法律など、環境分野における各法律において策定が求められている各計画について、統廃合などの見直しを行うこと。	気候変動適応法第12条 地球温暖化対策の推進に関する法律第21条第3項 環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律第8条	環境省	盛岡市、茨城県、柏市、長野県、中野市、八幡市、岡山県、宇和島市
220	鳥取県、滋賀県、京都府、京都市、大阪府、堺市、兵庫県、和歌山県、徳島県、関西広域連合 <b>重点29</b>	B 地方に対する規制緩和	01_土地利用(農地除く)	地籍調査事業計画に関する変更手続きの廃止	法令上の根拠規定がない地籍調査事業計画に関する変更手続きについて、その必要性や国負担金等の交付手続きの実態等を踏まえ、廃止すること。	国土調査法 第6条の3第2項 国土調査事業事務取扱要領第31	国土交通省	宮城県、高崎市、渋谷区、新潟県、半田市、豊田市、草津市、長岡京市、たつの市、奈良県、岡山県、広島市、今治市、宇和島市、宮崎県、沖縄県